

平成14年厚岸町議会第1回定例会		
平成14年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成14年3月6日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年3月20日 午前10時09分
	閉 会	平成14年3月20日 午後 4時41分

1 出席委員並びに欠席委員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 島 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	×
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真里谷 誠 治	○	16	音喜多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○			
以上の結果 出席委員 17名 欠席委員 2名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	板 屋 英 志	

1 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教委生涯 学習課長	大野榮司
助役	鈴木英世		
収入役	君澤英二	監査事務局長	阿野幸男
総務課長	大沼隆	農委事務局長	松浦正之
企画財政課長	黒田庄司	教委体育 振興課長	澤向邦夫
税務課長	柿崎修一		
町民課長	古川福一	教委指導室長	齋藤晃
保健福祉課長	斉藤健一	水道課長	山崎国雄
環境政策課長	西野清	病院事務長	大野繁嗣
農政課長	福田美樹夫	特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔
水産課長	小倉利一		
商工観光課長	久保一將	デイサービス センター施設長	玉田勝幸
管理課長	松澤武夫		
建設課長	北村誠	情報館館長	小杉元一
教育長	富澤泰	給食センター 所長	沖弘一
教委管理課長	田辺正保		

委員長 ただいまから平成14年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻 10時09分

委員長 昨日に引き続きまして 344ページ 6目の情報館運営費から審査を進めてまいります。

10番 10番。

10番 情報館に関して、重要な話は全部昨日田宮委員さんがなされたので、私はほんの1点だけお聞きいたします。

役場部内でいろいろな報告書や、あるいはいろいろな資料ができて上がりますね。そうすると、これは全部情報館に送り込んで、情報館を通じて一般市民が行政資料も全部見れるようにしていくのが厚岸町のシステムで、これは非常に全国でも珍しい画期的なシステムですよ。よくほかの町ですというと、役場の総務課あたりにまた閲覧室なんていうのがあって、屋上屋を重ねるようなことをやっているんだけど、厚岸町の場合にはこれは全部情報館が一手に引き受けるという非常にすぐれたシステムを持っているんですが、えてして情報館に入っていたとかいないとかというような話をちらちらと聞くことがあります。

それで、まず要するに内規というか、あるいは申し合わせというか、それはわかりませんが、一つの例えばこんな資料をつくったとしますと、何日以内に情報館に入れるというふうになっているのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 厚岸町の文書管理規程がございまして、この文書管理規程の第61条で厚岸情報館への引き渡し手続という条文がうたわれております。これでは、主管課長等は保存年限の満了した文書で厚岸町情報館行政資料収集管理規程と、これは教育委員会の訓令で発せられておりますけれども、この第3条に規定する行政資料で必要があると認めるものは厚岸情報館に引き渡さなければならないということで、特別期日というものを規定してございません。

委員長 10番。

10番 それは保存年限の切れたものを情報館で保存するための規程でしょう。今私が言っているのはそうじゃなくて、要するに情報公開というものを実ならしめるために、それぞれ課でもってつくった報告書であるとか、そのたぐいのものについては直ち

に情報館に入れるということは、情報館をこしらえたときに議会でもって既にそういう話ができておりましたね。それで、前にも例えば何課だったか忘れたけれども、何か自分たちの方でもってやっていることをだれでもわかりやすくするために説明するビデオをつくったんだけど、それは自分たちのところでは持っていたけれども、情報館には全然行っていなかったという話があって、それはうまくないんじゃないかという議論がありました。そちらのことをお聞きしているんです。

委員長 教育長。

教育長 こちらの方からお答えいたします。

情報館行政資料収集管理規程がございまして、その3条に規定されている文書は町が発行した資料、統計資料、町民が参加した会議等の記録資料、町議会関係資料、関係機関から町民向けに送付された資料、その他町長が町民の利用に供すると認めた資料ということになっておりますけれども、ただこの条のただし書きに個人情報、財産情報等がプライバシーにかかわる場合は避けると。この規定は一応情報館に入った資料はそれ以降に公開するかしないかを決定するというはしないと、すべて公開するという意味でこのような規定を設けております。

委員長 10番。

10番 というわけで、今言ったように各課でいろいろこしらえた資料は個人情報保護条例にひっかかるようなものは別にして、これは自動的に情報館に送り込まれなきゃなんないんです。ところが今そのことを一番詳しいはずの総務課長が即答できないほど意識がないということですね。これはせつかつくったシステムがきちんと動いてないということの意味しているんじゃないかと推測されるんですよ。これは、だから今どうこうという気はありませんが、各課におかれても、特に町長、どうかその点は周知徹底するようにしていただきたいんです。

委員長 町長。

町長 お答えをさせていただきます。

情報館の役割は昨日の議論でもございましたとおり、全道的にも、全道というよりも全国的にも大変珍しい、意義ある施設として、特に情報発信基地として大変役割が大きいわけでありまして。そういう中で、情報の収集をするという役割の中で今ご指摘ございましたとおり、その事例ができてから何日後に情報館に届けるのか、その規定もないようでありますので、直ちにご指摘ございました点について検討さ

せていただきたい、かように考えますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長 10番。 日時については、ご検討いただきたい。なるべく早くということだろうと思いま
すけれども、事務上の問題もあるでしょう。ただ、入れる入れないについては既に
10番 そういうふうに決まっているわけですから、その点についてはどうか周知徹底を図
っていただきたい。

その上で情報館の担当者にお聞きしますけれども、こういう情報が入りましたと
いうことが町民にわからなければ、情報館に行ってみることもできないんですよね。
ですから、例えば総務課でこういうような統計資料をつくったのが今回入りました
というようなことはどんどん町民に対して、情報館に来るといって厚岸町のいろい
ろな行政資料が全部見れるんですよということを知らない人がむしろ多いんじゃない
かという気がするんですよ。それから、議会の資料も全部見れるわけですから、
そういうものについて町民に対して情報館からこうできますよということをアピー
ルしていかなきゃなんないと思うんですが、そういう点ではどのようにお考えでし
ょう。

委員長 情報館長。
情報館長 今のご提案のとおりだと思います。それで、情報館の基本的な姿勢として、町民
に使いやすい情報館づくりというのを挙げておきまして、この中の一つに行政資料
の提供ということも挙げておりますから、当然そういう形で今後も徹底してアピー
ルしていきたいと考えております。

委員長 10番。 決意のほどという話でなくて、今までどういうふうに来てきて、今後どうい
10番 ふうに来ていくのかという具体的な話をしていただきたいんです。

委員長 情報館長。
情報館長 まず、これから先のことでございますけれども、「広報あつけし」に毎月情報館
のページを割いて、町民の皆様にアピールしております。その中で、この行政資料
についても報告して、利用していただくように努めてまいりたいと思います。ただ、
今までの中では、ご指摘されたように不十分でなかったのかということがございま
すので、その点情報館のスタッフ一同自覚しながらやっていきたいというふうに思
っております。

10 番
委員長

結構です。

よろしいですか。

他にありませんか。

なければ 338ページの文化財保護費、ここに戻って昨日10番さんの求められた資料が出ていますので、これの説明をすることにいたします。

生涯学習課長。

教 委
生涯学習
課 長

先日、文化財の包蔵地の関係で十分な資料も持ち合わせのない中でご答弁申し上げまして、一部適切でない面もありましたので、再度本日ただいま配らせていただきまして説明をさせていただきたいと思います。

お手元に配付しております厚岸町埋蔵文化財と包蔵地名一覧、まずこれを見ていただきたいと思うんですが、そこに赤丸で今までの実施済みと、それから青丸で測量予定と、このようになってございまして、1から90までの番号を振り、なおその下に10件ほど番号が入っていないのがございます。これらにつきましてご説明をさせていただきます。

一番上の資料でありますけれども、実施済み、昨日年度と箇所だけ申し上げましたが、平成4年度には奔渡町裏山チャシ跡、鹿落としのチャシ跡2カ所、平成5年度、松葉町裏山チャシ跡、逆水松チャシ跡2カ所、平成6年度、住の江町堅穴群1カ所、平成7年度床潭第1チャシ跡、床潭第2チャシ跡、床潭第3チャシ跡、床潭南遺跡、床潭北遺跡、筑紫恋第2チャシ跡、筑紫恋貝塚7カ所、平成8年度で筑紫恋弾薬庫跡遺跡、筑紫恋入り口遺跡、筑紫恋貝塚、筑紫恋北貝塚、筑紫恋第1チャシ跡、平成12年末広堅穴群、末広チャシ跡2カ所、計19カ所でございます。

それと、今後の予定といたしましては、平成14年度は昨日申し上げましたとおり実施3カ年計画には登載されておりますが、当初の予算計上は見送られているという状況でございます。14年度につきましては、チカラコタンの堅穴群1カ所、それから平成15年度以降につきましては、先ほど申しました青丸の旧真龍中学校貝塚、住の江町チャシ跡2カ所、大別チャシ跡、大別貝塚2カ所、門静貝塚、湖西小学校横貝塚2カ所、計7カ所ということでございまして、平成12年度まで90カ所、この括弧内にごございますほか10カ所は道教委から再調査し、登録するか検討を要すると指摘があるものでありまして、この点については山の中でもあり、未踏査であるということで、埋蔵文化財包蔵地の中で開発行為が及ぶ可能性の高い遺跡並びに市街

地に近い遺跡、さらには重要と思われる遺跡について地形図を作成し、関係各所に周知しているところでございます。

なお、この包蔵地名につきましては、昭和57年道教委員が来町され、確認の上台帳整備を行って、今日に至っているものでございます。

なお、これらの地区以外について、下記の事由により測量予定は今のところはないという予定のものが消滅地14から83まで16カ所、また測量困難地、3から90までの13カ所、開発行為が休止ということで13から89まで15カ所、未確認地22から87までの20カ所ということでございまして、今の計画といたしましては先ほど申しました青丸のついている部分までを何とかこの包蔵地の測量等を行い、作成してまいりたいと、このように考えているところでありますけれども、何せこの数でありますし、また大変遠い面もありますから、なかなか全部というわけにはまいりませんが、この計画に基づいてできるものであれば進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長

よろしいですか、10番さん。

それでは、進めてまいります。

348ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費。

16番。

16番

ちょっとここで聞いておきたいと思っております。

前回の定例会のときに、間もなく土日の学校2日休みの関係で、いわゆるその対応として町の子供たちに対する指導方法として、体育の関係についても一部報告というか回答がございました。その中で、ちょっと考えるというか、想定されることは、土日、学校の部活に所属している生徒はまずいいとして、いいとしてということじゃない部分もあると思っておりますけれども、そのほかに厚岸町内を見渡す限りではB&G体育館と勤労体育館の中で子供たちがそれぞれ集まりやすいというか、自分のスポーツ、体を動かすという傾向になるというふうに思います。そういう中で、今体育振興の方でこれらに対応する考え方としてというか、対応の状況として、前回の12月の定例会での回答では、町の体育振興のそれぞれの部門と協力してというか、お話をして対応していきたいというようなことを言っておりますが、もう間もなく4月でございます。そんな状況の中で、それらに対する対応をどのようにお考えになっていらっしゃるのか、まずその辺お伺いしたいと思います。

委員長
教 委
体育振興
課 長

体育振興課長。

お答えいたしたいと存じます。

週休2日制にかかわるいわゆる体育施設の子供たちの利用であります、これにつきましても現在まず先回も申し上げましたが、土曜日、これを全く無料として全土曜日を開放していきたいということで回答してございます。私たちはその面にまず考えておきまして、さらには学校の一部、可能な学校についても屋体等、それからグラウンド等の開放も当然これは従来に伴ってやっていきたいと考えてございます。

実際問題、これまでのそれであれば子供たちの今まで10年間に週5日制は2回にわたって試行されてきてございます。したがって、子供たちが実際問題、例えば学校であれば一体どの程度のものを使ってきたのかということで考えてみますと、学校については残念ながら余り学校施設を利用する状況にはありません。一方、例えば温水プールを例にとりますと、第2土曜日、第4土曜日の12年度の資料であります、まず第2土曜日では285名、それから第4土曜日では1年間を通しましてですけれども、304名という実態にあります。そのほかの曜日はどうなりますかといいますと、第1土曜日は157名、それから第3土曜日が208名、第5土曜日が72名という状況にあります。

それから、今ご質問の趣旨でありますB&Gの状況を見ますと、第2土曜日が75名、それから第4土曜日が82名という状況にありまして、第1土曜日が35名、第3土曜日が42名、第5土曜日が18名、それからもう一つ施設があります勤労者体育センターであります、これも12年度につきましては第2土曜日はありませんでした。第4土曜日が95名、それから第1が25名、第3が8名というような状況に相なっております。

したがって、今ご質問の趣旨でありますところの今後の週休2日制に伴いまして、当然このような人数よりも多く使用されるという実態にあると思います。これについては、個人的に来るといってもさることながら、学校少年団、いわゆる同好会的な事業もこの中に入っておりますので、子供たちが一人一人来るといふことには必ずしもなっておりませんが、しかし使われている実態は以上であります。したがって、私たちはこの土曜、日曜については当然そこを開放いたしまして、子供たちの使う用に供したいと、このように考えてございます。

委員長 16番。

16番 学校のことについては、前回の定例会の中で学校の方についてお話をある程度の対応をするということで、それから水泳プールについては今までも議論してきて、かなり休みの日は私どもから見ればというか、そういうところで時間を過ごしていただくというか、体のケアをしていただく。

ただ、B&Gの体制として体育振興の方の体制として、今言われたようにこれだけ利用者がふえるというか、当日土日対してですね。体制としては、今までと同じような土日も体育振興の方というか、B&Gの事務局でもって平日並みに交替制で休んでいただいて土日も出勤していただいているというか、そういう指導もあるんですが、その辺のところの体制は今までと変わらないんですか。

それと、もう一つは町のいろいろなスポーツ同好会というか、そういった指導者もいらっしゃるんですが、その辺との検討というか、話し合いというのはなされているんですか。そういったところとも話をして、そして土日になるか、あるいは夜になるかわかりませんが、そういう指導者の指導を仰ぐとか、あるいはただ単なる勝手に遊ぶのではなくて、町として、いわゆる学校の部活以外の部分で子供たちをそういうスポーツで引っ張っていくという形、そういう体制というのを何か検討するというような答弁であったんですが、その辺のところはどのように検討されているのか。

委員長 体育振興課長。

教 委 再度のご質問でございますが、土日については私どもの方では今いわゆる高齢者
体育振興 事業団の方にも掃除を兼ねて一応受付等についてもお願いしている状況にあります。

問題は先般申し上げましたそういったただ遊ばせるのではなくてという部分であります。これにつきましては私どものまず今一番考えていることは、可能であれば体育指導員の皆様方に一つは何とかお力添えいただけないか、それからもう一つは当然他のスポーツをやる場合については、指導者の方が必ずついていただくというような二本立てでスポーツ団体の場合ですけれども、ついていただくような方策を考えてございまして、近々私たちもスポーツ団体の方も含めるとは別にですけれども、こういった体育指導員の皆様方にも正式にお願いをしてみたいというようなことで今考えてございます。

委員長 16番。

16 番

まだお願いしたいというか、考えているというか、そういう状況だということですね。間もなく4月が来るんですが、出だしが大事だと思うんですね。

出だしで一番気になるのは、これから暖くなるわけだから、別に事故るということを想定しちゃちょっとまずいのかもしらんけれども、開放的になって、前から言われているように非行的な問題、あるいはいろいろな問題要素というのは幅広く行動されてくるわけですから、そういう懸念性があるんですが、いずれにしてもただ単に温水プールの場合は非常にいいと思うんですよ、私は監視員がいらっしやいますから。ただ、B&Gの場合、あるいは勤労者体育センターの場合では、そういった形では大人なり体育振興の方々が遠くからでも目の届く範疇に置いておいた方がとりあえず最初のうちはいいんじゃないのかなというような気がしてならないんですね。

そのうちに自分たちがそれぞれの得手とする種目が決まれば、それなりにお互いにサークル、グループで励んでいくんだらうと思うんですが、最初のところをまだそういう状態では、ちょっと危なげなとか不安げな状況があるなど。これは早くから私がそのことを懸念しながらも指摘してきているんですが、どうも今のそういう状況では、いきなり4月から休みですぐ子供たちが開放気分でもってそれに行くとか、そういう状況になるとかどうか、わかりませんが、いずれにしてもその対応というのはきちっと考えていただきたいなというふうに思うんですが、どうですかね。

委員長

体育振興課長。

教委
体育振興
課長

おっしゃるとおり、ごもっともな状況にあると思います。ただ、私たちが日常的に子供たちの使用状況を見るときに、子供たちは自主的に自分たちの仲間をつくって、そして自分たちでちゃんと遊んでいるという状況が多々見られます。ですから、私たちはこの実績が示すとおり、今まででそういった不都合が実は余り生じてませんでした。だからといっていいわけではないんですが、やはりそういった点もすべて子供たちの中にああしなさい、こうしなさいという部分については極力避けるよう、そして子供たちが自主的に自分たちで工夫して体育館を利用していただけのようなことも大切なことかなと実は思っているわけですが、いずれにいたしましても、今申しあげましたそういう監視、例えば指導といった部分については、必要な部分もあるかと思えます。その点につきましては、今後十分遺漏のないように対応し

委員長

10番。

10番

わかりました。

個々の細部については次の目でもたお聞きしますが、ちょっと違うことについてお聞きしますが、349ページなんですけど、ここで補助金として学校保健会というのがあるんですけど、これはどういう団体でどういうことをやっているのか、これについてご説明をいただきたい。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

お答え申し上げたいと思います。

この学校保健会でございますけれども、学校保健会につきましては、各学校におきます児童・生徒の健康保持を図るという目的の中で、学校間におきます共同での調査・研究、あるいは関係機関との連絡、調整を図るという目的でつくられた団体でございます。実際の運営につきましては、各学校の代表、養護の先生、あるいは校長先生も加わります。それに学校医、それから学校給食センター、それから町の保健衛生担当、いわゆる保健婦さん等々でございますけれども、それにPTAの役員が加わってという形の中で、先ほど言いました目的に沿った事業をやろうということで実は設立をされている内容のものでございます。

それで、これまでにはどういったことが行われてきたかということでございますけれども、主に管内の保健会の推進協議会がございますけれども、こういったものへの参加であるとか、それから総会等の会合を通じての意見交換、情報交換というようなことが主に行われてきております。

ただ、そういったことで行われてきたわけでございますけれども、実はここ2年ほど停滞いたしておりました。それで、私が今新年度に向けて考えていることは、今まさに健康づくりという中で、学校で取り組んでいく上では、この保健会というメンバー構成、こういったことから考えると、これが母体といいましょうか、この活動を充実させていくということが大きく求められてくるのではないかとということで考えておまして、これらにつきましては、今まで従来学校の当番という形でもって事務局等も回ってきたわけでございますけれども、これらにつきまして教育委員会といたしましても十分に関与いたしました中で新たにこの組織の充実を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

委員長

10番。

10番 昨年どんなことをやりましたか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 実は昨年度の関係でございますけれども、先ほど申しましたように、昨年度につきましては活動そのものが停滞いたしまして、開催できなかったということでございます。

委員長 それで、さきの3月の補正予算でございますけれども、補助金そのものについても予算の減額を計上させていただいたというような状況に相なります。

10番 10番。

10番 予算の減額と言うけれども、これは補正予算で聞けばよかったので、そのときにちょっとこっちもうっかりしておってまことに申しわけないのだが、学校保健会には当初予算で5万円の補助金をつけているんですよ。3月の補正予算で5万円引いているんですね。ゼロになっているんです。要するに、補助金全額不用額になっているんですよ。これはそうしたら学校保健会というのは実態がないんじゃないですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 残念ながら、おっしゃるとおりに平成13年度については、学校保健会そのものの活動はございませんでした。

10番 10番。

10番 私が聞いているのは活動じゃなくて、紙の上にはあるけれども、実態がないんじゃないのかと聞いているんです。

委員長 それから、もう一つ停滞していたのは去年だけじゃないと今答弁あったんですけども、一昨年はどういう状況になっていますか、一昨年は10万円をつけましたね。10万円の補助金がついてますね。平成12年度の当初ですが、平成12年度当初でもって学校保健会に10万円ついているんですよ。それで、今あなたの答弁の中では、停滞してたというので、また3月のときにマイナス10万円でゼロにしているのかなと思ったら、これには全然そういう補正はないんですよ。決算のときに不用額で落とすんですか。

委員長 暫時休憩します。 休憩時刻 10時46分

委員長 再開します。 再開時刻 10時57分

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長 時間をとめまして申しわけございませんでした。

お答え申し上げたいと思います。

平成12年度につきましては、質問委員さんのおっしゃるとおりに最終的に決算の状況で不用額といたしまして、そうするとこの保健会の10万円につきましては決算不用額というような形となっております。

委 員 長 10番。

10 番 つけては使わないで落とし、つけては使わないで落としということをやっている補助金だということですね。この保健会というのは、事実上存在意義がないんじゃないですか。

委 員 長 教育委員会管理課長。

教 委
管理課長 この保健会の活動でございますけれども、実は先ほど申しましたけれども、管内の保健会の推進協議会という管内的な組織もございまして、こういった中では研究会等もございます。それから、全国の研究会、こういったようなものもありまして、実はこの会議の団体の中でそういった研究会への参加の派遣であるとか、そういったようなこともやっておりました。

そういう中では、なかなか会議等といいましょうか、庁内での会議等、こういったものも開けなかった状況が以前からちょっとあったようでございます。そうした中で、平成12年、平成13年度につきましては、実質的にこの会としての活動ができなかった。ただ、いわゆる管内での推進協議会への参加という部分につきましては、それぞれ行われてきたわけでございますけれども、残念ながら厚岸町内での保健会としての組織立った活動はできなかったというような状況でございます。

今後におきましては、これから保健会の存在意義というのがますます大きくなっていくというふうに考えます。そうした中では、本年度これらの活動を原点にもう一度戻りました組織体系、活動内容のあり方等を十分構成メンバー等と検討いたしまして、これらの機能を充実させ、この会を新たに活動をさせていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委 員 長 10番。

10 番 今のお話を聞いてますと、カタログはいろいろある。だけれども、現実には何もやってない。それが何年も続いている。それに漫然と補助金をつけている。そして、

結局年度末になると何もやってないから補助金の使い道がない。したがって、不用額で落とすと。

5万円か10万円のお金だと言えばそれまでですが、補正のときに私は申し上げましたが、不用額のあり方ということについては吟味しなきゃならないということは言いましたよね。一つは過大見積もりをしてしまって不用額が出た場合、これは見積もりをきちんと決めなきゃならない。一つは同じ事業をするのに節約をして幾らか余した、これはほめられるべきであろうと、むしろね。それと、もう一つは事業として予算をつけたのに何もしないで、しかもできないということがはっきりしているのに抱え込んでしまって、そして年4回の定例会の一番最後、もしくは決算のときにこれだけ使いませんでしたと出してくる不用額、これは一番たちが悪いと言いましたよね。というのは、そういうお金こそ、きちんと行政執行すべきところに使えば生きて使えたわけですから、実は厚岸町の予算が100億円あったら、そんな不用額が1億円出れば99億円の予算だったということになってしまいますので、これは一番よくないだろうということを言いましたが、これは典型ですね。

そして、その学校保健会なるものが今何かお話を聞いていると、総会一つ開いてないわけでしょう。そうしていながら、何とか協議会には出てますと、出れっこないじゃないですか。総会一つ開いてない会が会からそんな連絡協議会だか何かに出れるわけないでしょう。それは会議と称している紙の上でなっている人が個人的に出ていただけじゃないですか、会の活動ではないでしょう。そういうものをもっていかにも会が動いているがごとき答弁というのは、これはよくないと思いますがね。それで、なおかつ大変大事なんだと、とてもいい会だから、今年ちゃんとさせようと思う。これではとても聞いている方は納得できませんよ。そんな立派なもので必要欠くべからざるものだったらば、2年も3年も動いてなかったら、そのときに大きな支障を来しているはずでしょう。別に何ともなかったんでしょ。それならなくたっていいじゃないですか。

それから、当時のやり方、あるいは組織のあり方を抜本的に変えないと、今のこれからやろうとすることに合わないんだというのであるならば、こんなものはたたきつぶして新しいものをつくれればいいじゃないですか、どうなんでしょう。

委員長

教育委員会管理課長。

教委
管理課長

お答え申し上げます。

予算のとり方、見積もり方、執行の仕方、これはご指摘のとおりでございます。
心からおわびを申し上げたいというふうに思います。

今後の部分の中で、新たな組織をつくるべきでないのかということでございます。
私も先ほど申し上げましたけれども、健康づくり以前からこの議会の中でも大きく
話題になっておりますけれども、そういった健康づくりを学校の中、いわゆる学校の
保健という立場の中からも進める上でも全体での連携、情報交換、あるいは全体
での協議という部分が非常に必要になってくるかというふうに思います。今後にお
きましては、ただ漫然に今ある保健会の組織、機構のあり方、それを踏襲するとい
うことではなく、先ほども申しましたけれども、これらの方につきましては、抜本
的に見直し、組織活動のあり方等について十分関係者を交えまして協議し、充実
した会になるように努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長 10番。

10番 今までのいきさつからいって、課長のその程度の話では納得できないと言っているんです、さっきから。教育長、どうなんですか。あなたの方としては、今までの
こういう状況をどういうふうにとらえているんですか、そして今後どういうことを
しようと思っているんですか、これはきちんと議会で言ってください。今までのい
きさつがありますでしょう。こんないわば形だけの実態のないものに漫然と毎年補
助金を出して、今年もまた出している。そして、指摘されると初めて、今度はちゃ
んとしようと思います、これではまたそういうことが繰り返されるというふうにし
かたれませんよ。これについてはきちんとした将来に向かっての展望を言ってくだ
さい。それから、今までこういうことをやっていたことに対する責任についても明
確にしてください。

それから、この学校保健会の組織に関するどういふ人が役員をやってどうなっ
ているのか、今までずっと死んでるんであるならば、何年も昔の役員がそのままず
らずらと書かれているだけだろうとは思いますが、それからどういふ事業をやって
いくとして出ているのか、補助金を出すためにはそういう予算書、決算書を出さな
きゃならないでしょう、事業報告も。そういうものを資料として出していただき
たいですな。

委員長 教育長。

教育長 ただいまご指摘いただきました点につきまして、2年間にわたり事実上の執行が

なかったということについては、非常に残念に思いますし、申しわけないというふうに考えております。

保健会のこの内容を見てまいりますと、まさに健やか健康21の中の大きな役割を果たさなければならない立場の構成員となっているわけです。その中であって、2年間活動が停滞していた。そして、上部の組織への参加というもの自体も学校のそれぞれの立場の中で参加していたものだろうというふうに推測されます。ですから、この活動自体がこのような域でとどまっているのであれば、今後についてもこの学校保健会の意義というのはそれほど大きくないだろうと。逆に申しますと、今日の健康づくりの中で学校医、あるいは学校薬剤師含めまして、一体となって学校の中の体制、子供たち、あるいはPTAに対する体制について真剣に議論する場として改めて立ち上げ直すというふうな形で行ってまいりたいというふうに考えております。資料については後ほど提出させていただきます。

委員長 よろしいですか。

10番 資料に関しては保留しておいていただきます。

委員長 それでは、資料が出ましたら改めて説明をすることにいたします。
11番。

11番 ここで委託料でお伺いしたいんですが、昨年と比較すると11万5,000円ぐらい委託料が全体では減っているのかなというふうに思うんですが、今回このように分かれた内容でありますので、もう少し詳しくお伺いをしたいんですが、児童・生徒の健康診断委託料、この関係で言えば今回480万円、これは昨年当初で幾ら見込んでいたのか、そして最終的な執行額は幾らになっているのか。

それから、教職員の健康診断が今年度は140万円というふうになっておりますが、これについても昨年の当初予算と執行額がどのようになっているか、まずお伺いをいたします。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委 失礼いたしました。

管理課長 お答え申し上げたいと思います。

まず、教職員の方の委託料でございますけれども、前年度の当初では153万円でございます。児童の方につきましては479万円と。

委員長 11番。

1 1 番 そうすると、前年度の当初予算書の委託料ってありますよね。ここに学校医委託料が 317万 2,000円、健康診断委託料が 314万 3,000円ってなってますよね。これはどういうふうに見ればいいんですか。

委員 長 教育委員会管理課長。

教 委 13節委託料 620万 4,000円の内訳という意味かをとらえさせてお答え申し上げたいと思いますけれども……

1 1 番 620万円、13年度だぞ。

委員 長 継続して答えてください。

教 委 お答え申し上げたいと思いますけれども、実は13年度では学校医委託料、それから健康診断委託料、もう一つ医療廃棄物の処理委託料という3つの区分でございました。それが今回は学校保健一般、それから児童・生徒に係る健康診断委託料、それと教職員に係る分というふうに分けさせていただきました。実はこの教職員に係る部分につきましては、13年度におきましては健康診断委託料といたしまして、実は……。

1 1 番 だから、委託料の内訳を教えて、学校医委託料というのは何なのか、健康診断委託料というのは何なのか。だから、これが今回分けたわけでしょう。

教 委 それでは、お答え申し上げたいと思います。

管理課長 まず、児童・生徒健康診断の委託料でございますけれども、これらは内容につきましては、内科検診、歯科検診、それから就学時健康診断、それに耳鼻科、眼科、これらの検診関係でございます。

それから、ツ反……

1 1 番 全然違う。わからない、言っていることが。

委員 長 休憩します。 休憩時刻 11時18分

委員 長 再開します。 再開時刻 11時24分

教育委員会管理課長。

教 委 大変失礼いたしました。

管理課長 お答え申し上げたいと思います。

それでは、13年度の部分の説明の中に出ております金額でご説明申し上げたいと思います。

学校医の委託料という部分につきましては、この金額はすべて14年度の学校生徒健康診断の方に移っております。それと、プラス13年度では健康診断委託料といたしまして 314万 3,000円でございますけれども、これがこのうち 160万 9,000円が今の児童・生徒健康診断委託料の中に加えられてございます。そして、教職員健康診断の部分につきましては、この13年度の学校診断委託料のうちから 153万 4,000円でございます。これが教職員健康診断委託料、13年度ベースの当初予算を分けるとそのような形になります。

委員長 11番。

11番 最終予算ですか。

委員長 暫時休憩します。 休憩時刻 11時27分

委員長 委員会を再開します。 再開時刻 11時48分

教育長の方から発言を求められておりますので、これを先に行います。

教育長。

教育長 質問に対するたび重なる休憩をいただき、大変申しわけなく存じております。

以後につきましては、できるだけこのようなことのないように努めてまいりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委 大変失礼をいたしました。おわびを申し上げたいと思います。

管理課長 お答え申し上げたいと思います。

予算書の 351ページでございます。上段の方に児童・生徒健康診断に関する事業が載っておりますけれども、その委託料 480万 4,000円、これが14年度の積算でございます。対しまして、先ほど申しましたけれども、13年度、この事業配当予算の相当分でございますけれども、478万 1,000円が当初予算に該当する額に相なります。最終補正予算、見込みでございますけれども、484万 2,000円という状況になります。

もう一方、同じく 351ページの教職員健康診断でございますけれども、委託料といたしまして健康診断委託料、これは教員に係る部分でございますけれども、この部分の13年度予算の充当をさせた場合ということで、当初については 153万 4,000円、最終予算につきましては 149万 6,000円、このような数字に相なります。

委員長 11番。

11番 私たちは今回示された予算書からしか判断ができないわけですよ。何をその根拠にしてこういう予算を組んでいるのかということで、今回特に予算書のつけ方が変わったということもあって、その根拠を知りたいわけですから、当然予算編成時にはそういうことが十分検討された上で予算書がつくられたものというふうに判断しているんですが、そこでお伺いしたいんですが、今回この480万円と140万円それぞれ当初予算として予算措置されているわけなんですけど、昨年実績を見るとこれを上回るわけですよ。これはどういうふうに考えているんですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 児童・生徒の健康診断の方でございますけれども、実は一般的な診断料というのは変わっておりませんが、いわゆる精密検診という部分がございます。一たん定期検診が終わった後にまた再度検診するという部分でございますけれども、実は昨年末の数字でもちょっとふえてきておりますけれども、今年の分についても少し余裕を見るという意味から、その分についてはちょっと多目に見ているというのが大きな要因でございます。

委員長 11番。

11番 何を多目なんですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 検診の内容を申しますと結核検診の部分でございます。結核検診の部分について検診の実績といたしまして、見る数について多く見込んでいるということでございます。

委員長 11番。

11番 何でしたら最終を今聞いたかというのと、実績と比較すると予算の方が下回っているわけでしょう。昨年当初よりは上がっているかもしれないけれども、実績と比較すると今回の方が下がっているわけでしょう。その意味がわかりませんか、また。言っていることわかりますよね。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 確認させていただきながらご答弁申し上げたいと思いますけれども、児童・生徒の健康診断の方であろうかと思っておりますけれども、実績では484万2,000円というふうに13年度の見込みということで先ほど申しました。対しまして、14年度でございますけれども、480万4,000円、約4万円、3万9,000円の差が出てきてございま

す。決算ベースで申しますのは、先ほど申しましたけれども、当初で見ていたより13年度につきましては、結核検診等がちょっとふえてきているというような実績を踏まえまして、そういった部分を14年度の予算の算定に当たっても反映させていただいたということでございます。

ただ、相対的に金額は少なくなってきておりますけれども、当然児童数の変更等もございます、13年度と14年度を見て。そういう算定の中で基本の数字も変わってきておりますし、一方では全体的な方で下がってくると、一方では多く見ている部分があるということで、トータルといたしましては3万9,000円の減額となるというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長 11番。

11番 初めからそうやって答えてくれれば何てことないんですよ。ただ、当初予算ですから、あくまでも今、課長がおっしゃったように、今結核がふえているというようなことも言われてますよね。そうすれば、当然補正対応もしなければならぬかもしれないけれども、何が本当に基準になるものだったのかということを示していただきたいんですよ。それがなければ我々審議する立場としては根拠がないわけですから、それについて示していただきたいと。

それで、この準要保護の一番下にある医療費なんかも昨年と同額つけてますよね。だけれども、これだって昨年最終で落としているわけでしょう。半分まではいってないけれども、こういう対応を片方でしていながら、片方ではほとんど伸びを見込んでいない窮屈な予算を組んでいるわけですよ。だから、さっき隣の室mmさんから言われているように、実績もないのに予算がつくものもあれば、こういうふうに変な仕事をするものも逆に窮屈になっているというのでは正しくないのではないのかなというふうに思うんですよ。その辺ではどういうふうに考えてますか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 お答え申し上げたいと思えます。

児童・生徒の健康診断、あるいは教職員健康診断という部分につきましては、ある程度の対象定数、人員、こういったものが決められます。定型にかかる部分というのが算定できます。そういった中では、それをもとにどうしても計算してまいりますので、トータル的に見ますと、より実績に見込める近い数字での計上という形に相なります。ただ、一方で言われております準要保護児童・生徒の医療費でございますけれども、これはいわゆる発生主義とでも申しましょうか、実際に発生し

てみなければわからないという部分がございます、このいわゆる20万円という予算、昨年と同額の予算をもって計上させていただいたんですが、これは今までの経過等から見まして、20万円程度持っていなければ、その年々によって変わってきますけれども、当然増減が出てきますけれども、速やかな対応ができないというような考えの中から昨年と同額の予算をもって計上させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

11番

はい、いいです。

委員長

よろしいですか。

それでは、昼食のため休憩いたします。

午後の再開は1時とします。

休憩時刻12時00分

委員長

委員会を再開します。

再開時刻13時00分

先ほど午前中なんですが、10番から資料の請求がありました。それぞれ委員の方に配付してあります。この資料の説明から審議を始めていきたいと思えます。

教育長。

教育長

午前の予算審議の中で10番委員のご質問の中から、学校保健会に関連して資料要求された部分について配付させていただきました。しかし、11年度の資料につきまして、大変不手際で申しわけない結果でございますが、現在見つからないというような状況でございます。このことにつきまして、引き続きできれば調査をさせていただきたいと、かように存じます。申しわけございません。

委員長

10番。

10番

今、教育長がおっしゃったんですが、ここに出ているのが平成10年度の補助金交付申請書とその実績報告書、これは10年の年度末ということですね。だから、11年の3月31日付で出ているわけですね。ところが直近の11年、12年のものについては今出てこない。今のお話を聞いていると見当たらないという状態だということになると、これはもしかすると交付申請ないままに補助金つけてたんじゃないですか。

委員長

教育長。

教育長

大変申しわけございません。

11年度の交付申請書は昼休み中に精査したところ、ただいま出てまいりましたので、その部分については配付させていただきたいと思えます。

委員長 10番。

10番 12年は出てこないんですね。12年についてはどうなっていますか。

委員長 教育長。

教育長 12年度につきましては、交付申請が行われておりません。そのことによりまして、不用額として全額残しているという次第でございます。

委員長 10番。

10番 そうすると、予算はつけておいたけれども、交付申請がなかったということなんですね。そうすると、ちょっと手続的な問題ですから、それはわかりましたが、いずれにしても実績や実態というものの把握がないままにずると業務が行われたんではなかろうかということもうかがわれますね。

それで、この学校保健会ですか、これに関して一体どういう業務が行われていたのかということは、やはりきちんと調査していただきたい。これは監査委員の方も今回監査委員さんはお二人とも健康を害していらっしゃるの、席にはいらっしゃいませんけれども、事務局長はいらっしゃるの、よくお伝えいただきたいんだけど、これは業務監査に今入ってますよね、監査委員の仕事の中に。会計監査だけじゃないですね。ですから、その意味で監査委員の監査を入れて、これはきちんと精査してください。そして、その結果、責任があるものが出るのであるならば、その責任もきちんと問うていただきたいし、いずれにしてもちょっと今まで余り例を見ない話ですので、このままこれからちゃんとやればいいたろうということにはならないと思うんですよ。その点、教育長としてはいかにお考えでしょうか。

委員長 教育長。

教育長 この件に関しまして、ご指摘のとおり、予算をつけながら補助金の交付申請がなされないまま不用額に残す、あるいは次年度においても執行されてないというような状況につきまして、非常に遺憾なことであるというふうに考えます。この件につきましては、内容について徹底的に調査させていただきたいと、かように存じます。

委員長 10番。

10番 調査の結果並びに責任の所在について、議会にもきちんと報告をしていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

委員長 教育長。

教育長 そのように取り計らいたいと存じます。

10 番 はい、結構です。

委員長 他にありませんか。

なければ進めます。

2目社会体育費。

12番。

12 番 施設管理委託料と原材料についてお尋ねいたします。

宮園公園草刈り清掃委託料 437万 4,000円、宮園公園芝管理委託料 196万 8,000円、両方で 634万 2,000円ですけれども、これだけでちょっと宮園公園という範囲が広いですね。それから、宮園公園芝管理というのは、これは公認コースのみの委託料なのか、それから資材購入費というのは、これはどういう資材なのか、あるいは芝管理に必要な肥料であったのかどうか、その辺お尋ねいたします。

委員長 体育振興課長。

教 委
体育振興
課 長 お答えいたしたいと思います。

まず、最初に委託料の関係でございますけれども、14年度は施設清掃管理委託料といたしまして 928万 8,000円の予算計上でございます。その内訳でございますけれども、まず宮園公園の草刈り清掃委託料、これが 437万 4,000円となっております。その内訳でありますけれども、宮園公園の草刈り清掃業務、これが 215万 4,000円、そして宮園公園内のパークゴルフ場の草刈り清掃業務委託料が 222万円、合わせまして 437万 4,000円となっております。

それから、もう一つ宮園公園の芝管理委託料といたしまして、これは追肥料といたしまして、追肥を含めて先ほどお尋ねがありましたけれども、原材料費で盛っている追肥を含めて、追肥は原材料で盛っていますけれども、宮園公園の芝管理といたしまして 196万 8,000円でございます。

以上が草刈りの主な関係でございます。

12 番 原材料というのは何ですか、これは。

教 委
体育振興
課 長 原材料につきましては、37万 8,000円でございます。この中の主なものは宮園公園の用に供する芝修繕用種子、肥料等がこの33万 3,900円、それ以外はこのコンパネであるとかタルキだとか、そういった行事等に要する施設に要する原材料となっております。

委員長 12番。

1 2 番 原材料の方はわかりました。

そうすると、宮園公園芝管理委託料の中に追肥とか、そういったものを含めて222万円ということになるわけですか。ということは、平成12年は非常に芝の状態がよかったですけれども、いろいろ財政事情のことからということで去年はかなり節約したというふうに聞いていますが、12年と13年、これを比較してどのくらい肥料の面で下がったのでしょうか、お尋ねします。

委員 長 体育振興課長。

教 委 体育振興課 長 お答えいたします。

昨年度の肥料につきましては、39万4,000円を要してございます。今年度は37万8,000円でありまして、約1万6,000円の差であります。これらにつきましても経費の節減等を考慮せざるを得ない状況に相なりましたので、この程度の額に実は減額になったわけでありましたが、何とかこの程度の額で対応してまいりたいと、このように考えてございます。

委員 長 12番。

1 2 番 ちょっと僕の質問とずれているんですけども、12年はかなり整備されていたんですよね。だから、12年は幾らか使って13年はどうだったのかと、その差額をちょっと知りたいなど。去年は芝を刈る方も全く従来の人から変わったものだから、なれないせいもあったけれども、ちょっと整備では前年よりは落ちてたものですから、それでちょっとお尋ねしたんです。

委員 長 体育振興課長。

教 委 体育振興課 長 12年度につきましては当初は35万6,000円の予算を持ちまして、執行が34万4,702円となっております。したがって、12年度からそう大きな状況の変化はないわけでありまして、毎年12年度当初を含めて、同等の芝を管理する上で必要最小限の追肥をしていくと、毎年それを継続していくということでご理解をいただきたいと思っております。

委員 長 12番。

1 2 番 そうしますと、12年は35万6,000円ですか、そうするとむしろ13年の方が肥料を使っているんですよね。ということは、これはちょっと散布の工夫が足りなかったのかなという気がします。余りそういう細かいことはいいですけども。

それから、宮園運動公園は5月中ごろから10月いっぱいですね、そして閉鎖する

と、その後は野球場の周囲の1コース、これを利用しているわけですね。これはずっと年間通じてやっています。冬になるとできませんけれども、今年あたりも除雪しながらやっている方もおりますよね。昨年の4月に、今シーズンも大分今年は暖かいですから、4月早々からみんな押しかけてくるのではないかと思うんですけども、去年の4月にある日突然に使用禁止の看板が立ちましたね。その当時は役場も随分意地悪いなど、これがみんなの偽らざる心境でした。その後、だれかに言われたのか、再び使用が再開されましたが、その当時どういう観点であれば一時禁止になったわけですか、お尋ねします。

委員長 体育振興課長。

教 委 委員 課長 その点については、まず冒頭おわびをしておきたいと思いますが、実は私が当時
体育振興 かわった段階で、私の措置でそうしました。

それをなぜそうしたかと申しますと、基本的に公園管理をしていく上できちっとした正規のパーク場が整備された。それで、公園として野球場の周りを緑地としてきちんと我々としては管理していく必要があるというまず基本的な認識に立ったわけでありまして。そうしたときに、今までの実情を私どもよく調査、歴史的な経過があるということも後でわかったんですけども、私はそのときでこれを閉鎖して、そこのきちっと状況を保って、公園としての体裁とか美観とか、その他いろいろなことを考えますと、それが適当だと思ひまして、当時あそこを使っていた一部の方々とも実はお話をし、何とかここをとめさせていただきたいということであったわけですね。

しかし、その後にその方々も含めていろいろな方面の方々から、教育長にも後ほどそれは伺いを立てたんですが、しかし教育長も私とは見解を異にしておりました。したがいまして、上司としてこれは今までそのようにして歴史的な経過があるし、今地域の方々のせつかくの楽しみを奪い取る結果になりますので、適当でないという判断に立たれました。したがいまして、私もそれであればやむを得ないということになりまして、そのかわりと言ったら変ですけども、状況についてはぬかるみの多いとき、雨が降って芝が傷むようなときなどについて一定程度の芝のことに留意していただいた上で使用していただくことにその後直ちに変更したと、こういう次第でございます。

委員長 12番。

1 2 番 当初のあなたの考え方も理解できますが、その後考え方を变えて、みんなに利用していただけるようになったわけですから、今年も引き続き4月から、今でも使ってますけれども、利用していただけるというふうに解釈してよろしいですね。

そうであれば、そのついでにもう一つ理解をしてほしいのは、トイレの利用の問題なんです。スケート場の方にある駐車場のところにトイレがありますね。これは宮園の公認コースの閉鎖とともに、閉鎖されているんですよ。話に聞きますと、B&Gの建物内のトイレを利用したらいいのではないかと、このようなお話も聞いてますけれども、なかなかみんなスニーカーを履いて賄ってますよね、まだ寒いんですから。やはり向こうへ行くということは大変なんですよね。それで、男性の方はちょっとそこら辺で失敬ということもあるけれども、女性はそうはいきませんから、でき得れば4月1日からトイレを開放していただきたいと思うんですけども、あなたの見解はどうでしょう。

委員 長 体育振興課長。

教 委 委員 長 体育振興課 長 トイレの関係につきましては、実はこの公園一帯を委託しておる関係も一つにはあります。トイレの清掃であるとか、それからトイレ全般にかかわっての問題もあります。したがって、私どもの今の計画とは今ご要望のところが当然食い違ってまいります、率直に申し上げます。5月からするとはちょっと考えてませんが、その辺のところの差があっても1カ月ぐらいの、実は6月オープンにすれば6月からということになります、ご質問の趣旨は少し検討させていただきます。内部で少し我々の方としても考えてみたいと思います。

委員 長 12番。

1 2 番 町長さんは事あるごとに町民の目線に立って職員の意識の改革と言われているわけですね。それで、実際にそこまで配慮されるのであれば、あのトイレを開放していただきたいと。1カ月か1カ月半早く開放したとしても、それほど管理料は大きな金額にはならないと思います。だから、行政というのは損得で計算して行政を行っているわけじゃないですよ。そこら辺は考えて、多少金が管理料がくみ取り料とか、そういったものにかかったとしても、町民の健康を守るとか、それから町民が健康であれば国保会計にだってこれは大きく寄与すると思うんですよ。健康で明るい町づくりをするということになれば、今手軽に、しかも楽しく、そして楽しめるスポーツとしたらパークゴルフが一番最適ではないかと、このように思うんで

す。だから、4月からぜひトイレの開放もあわせて町長さんとか教育長さんとかと相談して、町民の願いをかなえられるようにひとつ配慮していただきたいと、このように申し上げます。

委員 長 体育振興課長。

教 委 再度の要請であります。基本的には先ほど申し上げたとおりであります。今ま
体 育 振 興 課 長 ではB&Gがそばにありますものですから、どうぞB&Gのトイレをご利用くださ
いということで当然開放してございました。確かに、おっしゃるとおり、ずっと回
って行って、回る間に急にお腹が痛くなったとか、あるいはいろいろトイレの近い
方もいらっしゃいますし、できるだけそういった近いところにあるのは、これは自
然の理であろうかと思えます。したがって、そういった今述べられました事柄
を少し検討をしていただきたいというふうに考えます。

委員 長 12番。

1 2 番 それはぜひ検討して、町民にこたえられるように切望して質問を終わります。

委員 長 町長。

町 長 ただいまの宮園公園のトイレの関係ですが、財政の伴うものですから、私から答
弁させていただきたいと思えます。

ただいまいろいろと議論ありましたとおり、さらにはまた先ほど各委員から質問
等もありましたとおり、厚岸町の21世紀は健康づくりが最も大事な課題でもござい
ます。そういう中で、宮園公園の果たす役割も極めて大きく相なってくるであろう
と、私自体も期待をいたしておるところであります。

そこで、利用者の立場に立った運営をするということがまず大事なことでござ
います。そういう意味で、体育振興課長からご答弁がございましたとおり、町当局
といたしましても、財政を踏まえて教育委員会とよく連携をしながらご期待に沿
いたい、かように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員 長 14番。

1 4 番 ここで上尾幌のパークゴルフ場についてお聞きしたいと思うんですけれども、昨
年は残念ながら芝のつき等悪くて、または雑草がひどくて使えなかったわけなんで
すけれども、今年春になって草が伸びてみなきゃわからないのか、ちょっとその辺
はわからないですけれども、使える状態かどうか、まずあそこの地域も何も娛樂施
設やそういうものがないものですから、みんな楽しみにしていまして、今年使える

んだらうかという、そういう期待と不安とあるわけなので、その辺の見通しを。

それから、55万7,000円、これは草刈りの委託料として予算をつけていただいたんですけども、これの草を刈る範囲はパークゴルフ場だけなのか、それともこの間条例化させていただきましたマナビヤマ公園一体、あの辺も含まれるのか。

それから、またこの草を刈る場合、サイクルといいますか、週に1回なのか、月に何回なのか、何かそういうものがあればちょっとお知らせ願いたいと思います。

委員長 体育振興課長。

教 委 ただいま上尾幌のパークゴルフ場につきまして、3点にわたってのご質問にお答
体 育 振 興 課 長 えいたしたいと思います。

ちょっと順序が変わるかもしれませんが、まず今年の見込みであります、確におっしゃるとおり、昨年は残念ながら用に供することができませんでした。これは私たちとしても、今年はぜひやれるように実は建設課の方とも管理の方とも連携をとりながら、何とか使えるようにしたいというふうに考えますし、使えるものと確信をしております。

それから、もう一つの範囲であります、確におっしゃるとおり、この予算計上させていただいたのはパークゴルフ場のみでございます。そこで、公園としての全体の環境整備ということになると思いますが、これらにつきましても部内でよく検討しながら、少なくとも美観を損なうような状況にはしないような努力をしていきたいと考えます。

それから、回数であります、パークゴルフ場につきましては、通常5、6月、7月、8月の一番草の伸びが激しい時期、これにつきましては1週間に1回必ずやっていたと考えています。そして、9月以降につきましては草の状況もありますけれども、2週間に1回程度というふうな基本的なことでございます。ただ、これらも草の状況だとか、その状況でも変わってまいりますから、その辺の弾力的な運用といいましょうか、仕方を持っていきたいと、このようにも考えてございます。

以上であります。

委員長 14番。

14番 それで、実際草が生えてこないと実態はわからないと思うんですね。仮に去年のような状態で芝のつきも悪くて、雑草もまたひどいという場合、これは今のご答

弁では関係課と対応したいというご返事だったんですけども、場合によってはもう一度雑草がひどいわけですから、雑草駆除といたって、あれは一本一本抜くわけにもいかないとしますので、そういう場合はまた土を入れかえるとか、そういう状態になってしまうのか、また違った対応の方法があるのか、もしそういう対応を考えておられれば教えていただきたいと思います。

それから、草刈る範囲ですね、できればせっかくマナビヤマ公園という立派な名前をいただいて、公園化したわけですから、パークゴルフ場以外も草ぼうぼうにならないような形にしていきたい。できれば地域としてもなるべく機械を持っている方は今までもやっているんですけども、皆さん年を召しまして、なかなかそういう労力もなくなってきたというのが実態なんです、あの地域は。その辺でひとつよろしくお願ひしたいと思います。

委員 長 体育振興課長。

教 委 2点にわたっての再質問でございます。

体育振興 1点目につきましても、今後の草の伸びぐあいを見ながら、私どもの教育委員会と関係する課で協議をしてみたいと思います。

それから、周りの草の関係であります、実は今、安達委員から言っていたんですけども、私の考え方の地域の方の協力も若干何とかいただけないかなというのが本音であります。したがって、それらを含めて自治会さんとも今体育館の方を管理していただいておりますので、いろいろそういったことも兼ね合わせながら、今後その状況を見ながら、もちろん私たちも積極的にその辺は考えてまいります、ご協力もいただけたらというのが実際の今の偽らざる心境でありますので、いずれにしてもそういう形も含めながら、検討してみたいというふうに思います。

委員 長 14番。

14 番 大体わかりました。

それで、公園内の草刈りについては、地域もできるだけやっていきたいと思ひますけれども、その中で役場と打ち合わせをしながら、できるだけの協力はしていきたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 長 体育振興課長。

教 委 おっしゃるとおり、関係課の協力もいただきながら、可能な限り実施をしてみたいと思ひます。

課 長 りたいと思います。

14番 結構です。

委員長 11番。

11番 スポーツ振興でお尋ねしたいんですが、スポーツフェスタ実行委員会というのが補助金でありますよね。それから、負担金でスポーツフェスタ3万5,000円、これは前年度までの道スポのことを言うんでしょうか。

それから、委託料でスケート少年団の送迎委託料が計上されているのですが、これは釧路の柳町のスケートリンクへの送迎のための委託料なんんでしょうか。

委員長 体育振興課長。

教 委
体 委
育 振
興 課 長 お答えいたします。

最初の1点目につきましては、従来の道民スポーツ釧路大会の名称がこのようにスポーツフェスタと変わったことによるものであります。

それから、もう一つの委託料であります、スケート少年団の釧路の柳町の送迎の部分であります。

委員長 11番。

11番 この柳町のスケート少年団の送迎委託料なんですが、これを始めるに当たっての経過みたいながあると思うんですよね。13年度だけでなく、12年度も含めてこれが厚岸町のスケートリンクが期間限定というのか、大変自然に左右されるというようなことから、少年団の関係者がぜひ釧路で練習をさせたいということから始まってこのようなことになっていると思うんですが、厚生文教常任委員会にもこのことでは報告されておりますし、議論もしているんですが、他のスポーツ団体との均衡をきちんと図っていかなければならないというようなことがあったと思うんですが、その他のスポーツ団体、これらについてはどのようにしているんでしょうか。

委員長 体育振興課長。

教 委
体 委
育 振
興 課 長 お答えいたします。

基本的には、私どもは今ご質問あったとおり、他のスポーツ団体との均衡はとるという考え方であります。

と申しますのは、まずその前にこのスケート少年団の輸送につきましては、これまでの議会でのご質問もありまして、私も先般お答えいたしました、このスケート少年団については厚岸町のスケートリンクがオープンするまでの間、特に冬のスケ

ポーツの奨励と、厚岸町においてはスケートが主たるものでございますので、これについてはお送りいたしたいと。

なお、これは私どもが町ですべてではなくて、父母の方の負担も荷を負っていただくという形の中でスタートしたものでございます。

他のスポーツはそうしたらどうであるかと申しますと、他のスポーツの場合もやはりこれは練習ではありませんが、他の町村とか、それから大会であるとか、そういったもので輸送をする場合が出てまいります。したがって、私たちは先般運行規定の根拠に基づきまして、それらの運行を可能な限り行っておりますので、まず均衡は率直に申し上げましてとれているのではないかと、100%というわけにはいきませんが、その辺を十分考えながら子供たちの移動に当たっております。

委員長 11番。

11番 そうすると、父母、あるいは関係者からの要望が強いのは、交流試合と申しますか、練習試合と申しますか、本格的な試合は別としても、そういうものも当然要望されていると思うんですね。公式にわたるものであれば、それは当然でしょうけれども、毎日の練習はともかくとしても、毎日というか、一定の練習はともかくとしても、レベルアップを考えれば適当な時期に適当な相手との練習試合、交流試合というか、そういうものが必要になってくると思うんですけども、そういうことに対応しているというふうに理解していいですか。

委員長 体育振興課長。

教 委 説明不足の点が少しありました。

課 長 確かに、おっしゃるとおり、基本的には管内大会であるとか、大きな大会も私は申し上げました。今おっしゃったとおり、そういった練習試合というものについては、少年団活動の中でそういった各少年団に対して、そういう場合に対しての交通費を一応補助している形の中で進めさせていただいているほか、大きな大会等については、町のバスをもって行っているという段階であります。

したがって、このバスにつきましては、確かに練習でありますから、今おっしゃる部分と少し矛盾している点がありますが、特に冬のスポーツであり、そういう冬の限られた一定期間のスポーツであるということから、強い要望を受けまして、こういうバスについては運行しているという経過でございますし、他のスポーツについても大きな大会等につきましては、可能な限りバスを出して対応して

いるというのが現状であります。

11番 委員 長 はい、いいです。

10番 委員 長 ここでお聞きしますが、教育行政執行方針の中の第3はスポーツの振興についてですということを言っている中で、先ほどお聞きしたら健やか親子健康日本21の厚岸町計画とは当然連動してますという話だったんです。ところがその中でこの健康日本21を進めていくときにこのスポーツの関連では、スポーツ障害という問題、いわゆるスポーツをやることによってけがをしたり体を傷めたりしてしまう場合がやり方によっては出てくるわけで、これをきちんとそういうスポーツ障害を起こさないでやっていくようにしなきゃならないんですが、その点について3カ年のソフト事業を見ても、これを見てもちょっと出てきてないので、どういうふうに進めていこうとしているのか、それについてお答えいただきたい。

委員 長 体育振興課長。

教 委 委員 長 スポーツ障害についてのお尋ねでございます。

課 長 昨年度その点もご指摘を受けてございます。私たちがスポーツ障害の子供たちに関してであります。まず目を向けたいということで、各団体の指導者の方にまずはその状況も実は聞いている部分もでございます。しかし、これから向かってスポーツ障害というものに取り組んでいかなければならないというふうに考えてございまして、昨年やったのはスポーツ指導員の皆様方にスポーツ障害についてのいわゆるアミカとの連携をして、まずスポーツ障害についての勉強会のようなものをしていただきました。したがって、それ以降率直に申し上げまして、スポーツ障害の取り組みは今のところしていません。今年度、確かに今その問題とこれから健康日本21の中でもスポーツ障害についても実は项目的に書かせていただいておりますので、今後その問題についても積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

委員 長 10番。

10番 委員 長 具体的には何も考えてないということですか。

委員 長 体育振興課長。

教 委 委員 長 今、具体的なことでお尋ねであります。まず現状調査から始まりまして、その辺について、子供たちを中心に現状をまず調査して、その上でこれからやっていき

たいということでございますので、おっしゃるとおりその程度のことしか今は申し上げられませんが、今後その辺についても検討をしていきたいという気持ちではおります。

委員長 10番。

10番 先ほど総論として保健体育総務費で聞いたときに、健やか親子健康日本21の計画と当然連動するんだという話をしてたんですよ。ですから、その手始めとして、まずスポーツの振興というときに一番大きな問題の一つでしょう、これだけとは言いませんがね。ですから、連動しているのであればどういうことを事業として考えているのかということを知っているんですよ。それに対して、去年は1回勉強会をやった程度であとは何もやってない、今年は今況把握から考えようと思うので、これから考えるということでは、総論と各論の間に余りにも違いがあるんじゃないですか。

委員長 体育振興課長。

教 委 先ほどスポーツ振興についてのお尋ねであります。私がお答えしたのは、スポーツ振興のいわゆる健康に関する分野としていろいろなことが今これから検討されますが、そういった総体的にそのものもということでお話いたしました。したがって、もちろんスポーツ障害という問題もおっしゃるとおりであります。そのほかに私どもは健康に関する事業、今年もいろいろと検討を今してございまして、例えば具体的に申し上げますと、町民の皆様方の要望等も考慮に入れながら、例えば少年自然の家との連携を考慮しながら、ウォークラリーであるとか、それから子供たちのファミリーマラソン、あるいはこれまでやっておりました各種パークゴルフ大会であるとか、そういった行事について精査をして、そしてさらに健康に結びつけた、そういった行事をまず組もうという形の中で今推移してございますので、そういう意図が私も強かったものですから、そのように申し上げた次第であります。しかし、今ご指摘のあったいわゆる障害について、これは昨年来からのご指摘事項でありますので、それらについても当然私どもは対応していきたいというふうに考えてございます。

委員長 10番。

10番 今まさに担当者の方からご答弁いただいたように、今回初めての指摘ではないんですよ。それで、既に現況等についての調査はされてなければなりませんよね、

時間的に言って。しかし、今のお話を聞いていると、現状把握一つしてないようですね。

それから、このスポーツの振興についてでありますとして教育長がお書きになっている教育行政執行方針を読みますと、運動をやるということは自分の健康づくりにも、心豊かに健康で過ごすためにも大いに結構だから、やんなさい、やんなさいと、そのために施設の整備もやりましょうと、いろいろなスポーツ大会や教室も開きますよと、あるいはいろいろなやっている団体やその指導者の育成もいたしましょうと、生涯スポーツの振興に取り組んでいくようにいたしましょうと、おやんなさい、おやんなさいという話がかかれているんですよ。

ところが現実には今厚岸町でのデータというのは私は持ってないですから、厚岸町でとは言いませんよ。ただ、これは全国的にというか、全道的にと言った方がいいんでしょうけれども、同様の事態だと思うんですが、例えばパークゴルフというのは割と年齢の高い人がやるんですね。私は残念ながら余りそういうことが得手じゃないので、今やっていませんけれども、こちらの議席に座っている方でも随分得意な方がいらっしゃるようですが、これは体をひねるんです。瞬発力を要するんですね。体をひねった瞬間に腰を中心にして背筋や腹筋を痛める、そういう例が結構今専門家の間で随分と報告されているんですよ。

この前テレビを見てたら、余談で申しわけないが、イチローという選手が左打ちの人なんですが、バッターボックスに入る前に右打ちをやっているんですね、素振り。それから左で打って、それから入っていつているんです。それで、おもしろいことをやっているなと思って、これを専門家に聞いたら、あれは非常にいい予防対策なんだと言うんですね。体を右にひねっておいて左にひねっておいて、それからこうやると。

だから、本当はパークゴルフをやる人も打つ前にそういうことをやればいいんですよという話を専門家に聞きまして、恐らくパークゴルフをやっている人にそんな話は伝わってないと思いますよ。そういうようなスポーツ障害を避けるというためのいろいろな方策というのは幾らでもあるわけですし、専門家はたくさん持っているんですよ。そうしますと、指導者をつくって、何にしてほらおやんなさい、おやんなさいというだけでなく、同時にそれが一緒に、例えばこんな形でもってやるとうまくないですよと、僕は子供のときからいろいろ言われましたが、いきなりや

るな、準備体操をしてからやんなさいとか、プールに入る前にはこうしなさいとか、いろいろありますよね。ああいうものは初歩の初歩だと思いますが、そういうものを含めていろいろあると思うんですね。

それから、健康増進のために運動をやりましょうというのを聞くというと、今まで一遍もろくに散歩もしたことがない人が朝早く起きて鉢巻きして走ってみたりすることがあり得るんですが、逆効果ですね。それから、そこまで極端でなくても、頑張り過ぎることで体を傷めるということもあります。こういうのは割と今中高年の話です。

今度は子供にいきましょう。

既に厚岸町でもそういう事例が出てますよね。成長期に非常に運動能力の高い子供で選手になって、部活とか、あるいは何とかということでもって一生懸命やるのが一生懸命やり過ぎてひざや足首や腰やそういうところを痛めてしまって、結局成長に伴ってどんどんどんどんと上手になっていくはずだったのが途中で運動ができなくなってしまったのか、過激な運動ができなくなってしまったのか、そういう事例すらありますね。

これは大変言い方はきつくて申しわけないが、指導者の不注意でないかというふうに言われても仕方がないと思います。つぶしてしまったと俗に言われる状況ですね。こういうのが起きてるんですよ。これはもちろん厚岸町じゃありませんが、昨年か一昨年甲子園に出ることが決まった、万歳、万歳といって喜んでいるところの学校の写真が出ました。本州の学校なんです、ニュースで。そうしたら後ろでウサギ跳びをやっていんですよ。これは私はびっくりしました。いまだにそういう前近代的な運動指導をしている指導者というのは世の中にはいるんですね。そういうものがそんな極端なものは厚岸町にはないと思うけれども、紛れ込んでいないかどうかということは、これは相当特に成長期の子供たちの運動を指導する場合にはきちんとやっていかないと取り返しのつかないことになります。

そういうことを含めて、この問題は去年既に議会で相当論議されていながら、今日までほとんど動いていない。しかも今も何をやるかがまだ何も決まっていない。そういう状況で、あれもやるし、これもやるし、あそこ連携してこんなこともやる。それが全部健康日本21との連動だと言われても、これは私の方ではああ、そうですかというふうにならないんですよ。その点再度のご答弁をお願いしたい。

委員 長
教 委
体育振興
課 長

体育振興課長。

まことにおっしゃるとおりでございます。

まず、今スポーツ振興の方にも触れられてございますので、私の方からまずスポーツ振興の基本的な考え方も若干述べさせていただいて、それとの連動の中で健康日本21を考えていくという考え方に立っておりますので、少しお聞きいただきたいと思いますが、実は厚岸町には社会教育中期計画というものがございまして、その中でこの14年までの間にスポーツ振興に係るさまざまな問題点が提起されてございます。

その中の一つとして、昨年ここにも書いてございますが、スポーツ統計調査をスポーツ審議会の中で議論をされまして、その必要性ありということで十分議論され、その中で私どももこの計画に合わせて実はやったことが今回ここにちょっと書かれておりますが、そういった問題の中では住民が一番今どういうスポーツを端的にしてやりたいのか、なぜできないのかなどなど、すべて分析は終わっておりませんが、そういった中での横にらみも実はしております。

そして、今厚岸町の私どもの町を考えてみますと、スポーツの形態としては個人とか団体が主体的にやるスポーツと、それから行政が今ここに申し上げましたように、あれもやりましょう、これもやりましょうと行って大会を行って行って、並行して今現在行われております。そういった中で、しからは本当にスポーツを個人的にやりたい人がいざやりたいと言ってみても、そういうやる場所がまずないのではないかという点も浮き彫りに実は出ているわけでございます。そういったことを考えながら、厚岸町のこの体育の振興というものを今後どうしていくかということ、これからさらにいろいろな施策を織りまぜながら議論していかなければならないという課題が今そういうところに一つ大きくあります。

そういった中で、今議論になっております健康21の問題の指摘点もございます。私どもとしては、この指摘された事柄を昨年度本当に十分にやっていたことについては深くおわびいたしますが、これらの問題についてご指摘のとおり、今後健康日本21の中でこれを位置づけながら、とりわけ今考えておりますのは、何といっても小学校、中学校、この小さい段階からが大事でありますので、現場の先生方にもご相談申し上げながら、まずはその辺から取りかかるように、学校教育とも連携を深めながらまず進めていきたいというふうに思います。

委員長 10番。

10番 昨年も同じような話があって、今お聞きすると何もやってませんでしたという話になる。来年またお聞きしたときにまた同じような問答を繰り返さないように、その点についてはよろしく頼みます。

その上で、ここに体育指導員というのがありますが、体育指導員というのはどういうお仕事をなさっているんですか。

委員長 体育振興課長。

教 委
体育振興
課 長 お答えをいたしたいと思います。

申し上げますと、各市町村における例えば私どもの町であればスポーツ振興のためのスポーツに関する指導、いわゆる一般の指導が一つあります。それから、助言であるとか地域住民との行政とパイプ、住民がこう考えているので、行政はこのようにすべきであるとか、それからスポーツ施策の実際に我々行政との施策を何かやる場合に、行事等もやる場合についてとか後押しをしていただくとか、そういった任務が体育指導委員の任務と言えます。

委員長 10番。

10番 どういうような人たちがこの委嘱を受けてやっているんでしょうか。

委員長 体育振興課長。

教 委
体育振興
課 長 15人の方々に委嘱をしております。それについては、商店の経営者の方であるとか、それから主婦の方、それから一般に今現役を退いた方、あるいは会社にお勤めの方、あるいは学校の教員という内容でございます。

委員長 10番。

10番 主婦の代表とって出てくるわけじゃないんでしょう。商店会から代表で出してくださいと言っているわけじゃないんでしょう。それは、今職業なり身分なりというところのことだけれども、何らかの形で運動する団体や、あるいは自分が元運動選手であったとか、そういういろいろな意味で町内のスポーツのそれに関与している、していた人たちに委嘱しているんじゃないんですか。

委員長 体育振興課長。

教 委
体育振興
課 長 そのとおりであります。

委員長 10番。

10番 そうすると、いわゆる運動技術に関しては非常にすぐれたものを持っている人た

ちだと思うんですけれども、それからまたこういう運動、体育、スポーツと言われるものに造詣の深い人たちだと思んですが、そういう人たちの間でこのスポーツ障害についてはどういう認識を持って、どういう活動をしていますか。

委員長 体育振興課長。

教 委
体育振興
課 長 ご指摘の点であります。基本的に今前段で申し上げましたとおり、指導という任に一番先に出ておりますので、我々としても指導の任に当たる方々については、全くそういう認識を持っていないというふうには考えてございませんが、より知識を深めていただくために、昨年度先ほど申し上げましたスポーツ障害の大まかなこととでございますが、アミカの先生を講師に招いて、招いてじゃなくて一緒に私どもの方で管内のそういったと指導員の方々の大会がありましたので、私どもが特にテーマを設定していただいて、指導員の方々のすべてではございませんが、まずそういったことで聞いていただくような措置をとったわけでありまして。

委員長 10番。

10番 だから、今年どういうことをやろうかというようなときに、そういうことが出てこなきゃだめだと思うんですよ、あなたの口から。体育指導員などといういわば本当に指導的な立場にある方がスポーツ障害とか、こういう問題にきちっとした認識を持ってもらって、そしてそれぞれの部署で指導していただくと、そういうことを一般になさっている方やそういう方にやっていただくと、そのために今年こういう事業をつくって、こうやってやるんですというのが出てこなきゃだめだと思いますよ。そのための体育指導員じゃないですか。単にボールをひっぱいたり、けとばしたりする技術があるからやってもらっているわけじゃないでしょう。そういうことなんですよ、先ほどから具体的に、具体的にと言っているのは。非常に抽象的なふわっとした話はたくさんあなたはおっしゃるけれども、じゃあ具体的に何をやるんだということの一つ一つ見ていくと、何にも出てこない。これではだめですよ。教育長、いかがですか。

委員長 教育長。

教 育 長 スポーツ障害につきましては、近年幅広く言われるようになっております。特に少年野球などにおいては、変化球を投げさせないというのは一般的になってまいりました。あれもひじを痛めるための措置、あるいはバスケットボールでひざを痛める、いろいろな分野で特徴的なスポーツ障害があるという部分を広く知られてきて

いるところであろうと思います。もちろん体育指導に当たりまして一番大切なことは、子供たちがスポーツを通して健全に、健やかに育っていく。決してスポーツの一芸に秀でた人間をつくるために体育を指導しているわけではないというふうに考えております。その点からも、昨年この体育指導員においてそういう研修会を行っておりますけれども、引き続きそういう点について認識を高めるような、深めるような取り組みをしてまいりたいと、かように考えております。

10番 結構です。

委員長 いいですか。

15番 15番。

15番 先ほどの11番さんのお話で、スポーツフェスタが道民スポーツの釧路大会という名称が変更になったということでわかりましたけれども、スポーツフェスタのスポーツの種類、それから2番目にスポーツ振興助成 180、これの内容、3つ目にスポーツ振興についての取り組み姿勢でございますけれども、第4期厚岸町総合計画の第3次実施計画に載っておるんですが、スポーツの振興につきまして、地域特性を生かしたスポーツの振興並びにスポーツ合宿などの誘致をうたっておりますが、実行に移すとしたならば具体的に例えばどんな事業を考えているのか、お示し願いたいと思います。

以上、3点質問いたします。

委員長 体育振興課長。

教 委 3点に向けてのご質問であります。

体育振興課 まず、スポーツの事業、これからどのように、順序がちょっと逆になりますが、考えておられるかという点であります。

先ほども申し上げましたが、室委員のご質問にも少し申し上げましたけれども、先ほど来私どもはスポーツに関するいろいろな町民の方々の意見を聞くことも少しの方ですけれども、できておりますので、そういった意見を何とか反映させたいというふうにも考えております。

何といたってもまず町民の皆さんが一定の方でなくて親子で、そして広く親子のコミュニケーションを図り、そして健康づくりを兼ねたことをまず一つの大きな柱と考えます。次に小・中学校、そして熟年の方々というふうにある程度の段階的な多くの方々がスポーツに親しめるような行事を持っていきたいというのがまず基本で

ございます。そういった面を考えますと、先ほど申し上げましたとおり、まだこれはちょっと少年自然の家とも具体的にはこれから詰めなければいけないんですが、他との連携をしながら、まずウォークラリー、親子で歩いてみると、気軽に参加していただくようなものも必要でないのかという点が一つございます。

それから、子供たちは先ほども議論に出ましたけれども、パークゴルフ、これは今大人の熟年の方が主にやっけていらっしゃいますが、子供たちもこれから週休2日制に向かって、そういった異年齢層の中に入って当然プレーをしていただくことも肝要ではないのかと。そうしますと、そういったときに残念ながら今子供たちはルールについて学ぶ機会がありません。したがって、ルールをまず覚えていただいて、そして子供たちの大会をやれないものかというようなことも計画してございます。さらには、町民の方が結果として非常に水泳にも興味を持ってございます。ですから、水泳の今のプールを利用したいいわゆるいろいろなちびっ子水泳であるとか、大人の方の水泳であるとか、あるいは美容のためといいますか、健康づくりのためのプールを利用した催しなどなどを一応計画してございます。

それから、スポーツ振興の助成の関係であります。これは厚岸町のスポーツ振興助成条例がございまして、その基準の中で助成の対象をそれぞれ定めながら、全国大会、全道大会、そういったことに参加する方々の大人から子供までのそういった経費の助成をしております。

それから、スポーツフェスタの関係であります。これは夏と冬と分かれてございまして、冬は長靴アイスホッケーですが、そういうもの、それから夏についてはソフトボール、野球などがそういったものに、夏のスポーツと冬のスポーツで分かれて年2回開かれているというのが現実でございます。

委員長 15番。

15番 スポーツ振興につきましては、いろいろと課長の方からお話をいただきましたが、私が質問しているのは、主に地域の特性を生かしたスポーツの振興、それからスポーツ合宿などの誘致という点について、強調しながら質問しているわけでございます。そういうものを実行に移すとすれば具体的な例えばどんな事業を考えているかということで私は質問しているわけでございます。

それから、助成につきましては全国大会、全道大会、大人から子供までの補助ということでございましたから、先般去年でしたか、例えば厚中の生徒が全道優勝し

たとか、あるいは全国優勝したとかというようなことですね。

それから、フェスタの種類なんですけど、ソフトや野球ばかりでなくパークもそうなんですけど、パークも入っているよね。ソフトボール、野球だけではないと思うんです、夏の部門はね。そのほかにまだあるのかどうか。

それで、地域の特性を生かしたスポーツの振興でございますけれども、スポーツ振興と郷土PRの相乗効果という点で一応町民から意見があるんですけれども、要望があるんですけど、中・高校生から一般向け、これの夏のシーズンにシーサイド駅伝、シーサイドマラソン、これを考えているか考えていないか、例えば望洋台からコンキリエ、アヤメ橋、厚岸大橋を通過して子の日公園、床潭、末広、これらのコースですね。こういうことを考えているところに最近の新聞で釧路に先手がありましたけれども、釧路湿原マラソンを全国区にということで30キロの長距離種目導入ということで、一応釧路市の教育委員会が一生懸命取り組んでいるようでございますが、30キロマラソンとか、こういう点で今のコースから追っていきますと、望洋台から末広までのシーサイドを考えた場合、折り返しで25キロか30キロ近くになるんでないかと思うんですが、そういうものができないかどうか、そういう点についても一応考え方をお示ししたいと思えます。

委員長

体育振興課長。

教 委
体育振興
課 長

さらに3点だと思います。

まず、第1点目の合宿でありますけど、かつて厚岸町でも実業団の合宿を誘致した経過がございます。その経過もございまして、可能であればそういったものを私どもも誘致したいということでいろいろと検討してみますと、施設のものによって施設に相当数お金をかけなきゃならない問題もありますし、施設の状況にもあります。したがって、なかなか大変な部分もありますが、なお可能性を探っていきたいというふうに考えてございます。

それから、いわゆる道民スポーツ、今はフェスタでありますけど、私は数を言いませんでしたが、まずは夏は軟式野球、男女のソフトボール、男女のバレーボール、それから婦人のバレーボール、柔道、剣道、ソフトテニス、バドミントン、パークゴルフ、こういった種目がございます。

それから、冬季でありますけど、冬季については男子ソフトバレー、それから長靴アイスホッケー、アイスホッケー、それから女子のソフトバレー、以上が冬場のス

ポーツであります。

それから、最後のご質問のマラソンであります。このマラソンにつきましては、厚岸町は過去歴史的なマラソンの経過がありました。ご承知のとおり大橋マラソン、それからバス停マラソンがこの大きな大会もございますし、百周年事業としても厚岸の記念マラソンということで12年度に実施しております。

それらの今12年度の百周年のマラソンを除いてできなくなった理由であります、これには実は交通の問題が大きくそこにあります。と申しますのは、厚岸大橋というあの橋がどうしてもそこを通過するために、その他の物流、人の流れ、これらが非常に停滞し、町民から回を重ねるごとに苦情が来ているという状態が現実にごさいました。さらには、警察としても交通安全上この厚岸町の体系においては非常に難しいということもあったようであります。それがすべてではないんですが、主たる原因としてそういうこともありました。

しからば12年度でやったじゃないかということではありますが、これも一応10キロ、普通ハーフマラソンと称するそうですけれども、大体20キロ、それから正規のマラソンで42.195キロ、こういったことになるわけですが、厚岸町においては大体10キロ程度のマラソンの大会であったようです。最長で5キロだったようです。失礼しました。5キロのマラソンであったようです。

仰せのとおり、体育振興の部面とご質問の趣旨はもう一つ観光であるとか地域の方々によく参加してもらってのマラソン大会に主眼を置かれての発言だと勝手に解釈させていただいているんですが、私たち体育振興課としてはマラソンも大事ですけども、いわゆる先ほど言いました多くの方々により参加できるスポーツをやることの方が今現在必要だというふうに実は認識をしてございますし、さらにマラソンについても、これはそういった分とできれば地域の方々、釧路のように、ほかの町村もあるんですが、多くの他の町村から参加していただいた町の一つのイベントとして、そういうものの必要性も十分わかります。今、そういったようなわけで、本年度につきましては、私どもはマラソンの計画は持ってございません。しかし、おっしゃるご質問の趣旨もよくわかりますが、今後検討してまいりたいと思っておりますが、今大きくネックになっているのは道路使用許可の問題であることもご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

委員長 15番。

15番 ただいま課長はみんなが参加できるスポーツの振興を考えるということで一応お話をさせていただいたわけですが、厚岸にはすばらしい風景、それから食、道立自然公園という公園、観光、それから合宿体制、青少年交流、それからシーズンにもよりますが、自然との共生ということを考えますと、大体すべてが整っている状態の町であると思います。マラソンあるいは駅伝につきましては、町民の中にそういう考えを持っている人もいるということで一応お伝えいたしましたけれども、ぜひともこれらのいわゆる条件の整った我が町でございますから、ひとつ大きな希望、夢を持って実施に移すようなイベントを考えていただきたい。

各種スポーツ大会、あるいはスポーツ教室の開催初め、各スポーツ団体の育成、支援やスポーツ指導者の育成など、広く生涯スポーツ振興に取り組むという教育長の演説もありましたし、それから実施計画の中にもスポーツ大会、イベントの充実、あるいは全道や管内大会などの誘致もうたっております。ぜひとも14年度から新しいスポーツの振興に向けて、体育振興課でも頑張ってください、このように思います。

委員長 体育振興課長。

教 委 再度のご質問であります、今申し上げましたとおり、マラソンについては残念ながら非常な障害があります。しかし、今おっしゃられる意図も十分考慮に入れながら、今後の検討材料に課題とさせていただきたいと存じます。

委員長 いいですか。

他にありませんか。

なければ進めます。

10番 委員長、議事進行。

委員長 10番。

10番 先ほど資料をいただいた教育委員会からいただいた資料なんですが、中身についてはともかくといたしまして、ちょっと甚だ胡乱なものがございますので、その点はお指摘しておきたいと思います。

平成10年度厚岸町学校保健会実績報告書というのが来ております。その日付が平成11年3月31日なんです。ところがここに受け付けの判が10年3月31日の判が押されております。これは恐らくだれかがためにこしらえたものでないかという可能

性が非常に強い。資料として成り立つものではないと思います。この点をご指摘しておきたい。

委員長 休憩します。 休憩時刻 14時16分

委員長 再開します。 再開時刻 14時17分

10番さんの書類の件については、教育長の方から答弁させます。

教育長 教育長。

教育長 ただいまご指摘の点を含めまして、細部にわたりまして調査し、先ほど申し上げたとおり議会の方に報告申し上げたいと存じますので、ご了承をいただきたいと思っています。

委員長 よろしいですか。

それでは、進めます。

3目温水プール運営費。

19番。

19番 ここで臨時職員のこととちょっとお聞きしたいんですが、先日温水プールが始まりまして、臨時職員の募集をされたわけですが、これには採用人数が何名で、それから応募人数が何名いたのか、ちょっとお知らせください。

委員長 体育振興課長。

教 委 体育振興課 長 お答えいたします。

2月19日に行いました内容であります、応募は定員4人に対して11名、これは監視員であります。それから、清掃は2名の応募で定数は1名となっております。

委員長 19番。

19番 これは臨時職ですから、たしか10カ月ぐらいですね。それで、2カ月失業だということ。

それで、これは10カ月ですから、一回全部雇用を解雇して、新たに採用するということですね。そのときに、今回はこれ4名になってますけれども、その中に再度申し込みを受けて雇用した方と、それから新規の方がいると思うんですが、その辺はどうですか。

委員長 体育振興課長。

教 委 体育振興 今のご質問に対しましてお答えします。

課長 11名の応募に対しまして、結論から申し上げますと2名が昨年も臨時的任用をしていた方、そして2名が新規に臨時的任用となった方、これは監視員であります、そういう状況であります。

委員長 19番。

19番 実は私のところにこういう封書が来たんですよ。ちょっと差し支えないところだけ読みます。

今回の温水プール人選につきまして、今年度の募集人員は、これはちょっと間違ってますね、これは13名になってますけれども、うち4名が人選されました。全部で5名ですが、1人は清掃兼会計補佐、女性ですと、プールの監視員は4人です。その内容は2人が女性の姉妹です。あとの2人は、ここですね。厚岸町役場の退職者ですと、この2人が問題です。この人たちは役所からたくさんの退職金をもらい、60歳以上の年金をもらいながら、自分たちの小遣い稼ぎのため、息抜きにここに来ているようなものです。他の応募者の中には家庭の援助のため、生活のために働くところを真剣に探しているのということです。それから、定年退職者した者が役所関連の、これは役場の定年退職ですね。仕事につくことは今の国のあれですと天下りに等しいのではないかと、こういう人選がなくなる限り、弱者にはいつも失業に追い込まれるということが書いてあります。

それから、この方は今まで雇用されていた方ですね。何年かここに勤めた方です。聞きますと身体障害を持っている方。それで、この方は平成7年度にヘルニア手術をいたしまして、そのときに足の神経が麻痺しまして、大体通常で300メートルぐらい歩くと休まねばならんと。だけれども、プールの監視員のあれは運動がてら今まで使っていただけと。

それで、聞きますと障害者ですから、障害年金をもらい、またプールのこれをもらいながら生活をしているということです。その方がどういうわけか今度外された。それできっと役場のたくさん退職金をもらっている方が雇われているということに対してどういうことなのかということでこの手紙が来ているんです。この辺どうですか。

委員長 体育振興課長。

教 委 体育振興課長 質問の趣旨は新たに採用された方が役場を退職された方であるということの問題性であろうかと思えます。

結論から申し上げますと、私どもはその方々を当然意識して任用したつもりは毛頭ございません。以下、その理由について申し上げたいと思います。

実はこのいわゆるプールにつきましては、昨年までは4人に対して4人かせいぜい5人くらいの応募しかなかったわけです。今年に入りまして11名、今15名と申し上げましたが、恐らく清掃の方も入っての人数だと思うんですが、11名に限って申し上げますと、そういう形の中で今まで経過してきました。したがって、どうしてもまづなれていることもあって、基本的に前に雇用した方をまた雇用すると、任用するという形にならざるを得ませんでした。基本的には、臨時的任用については制度上、6ヶ月もしくは12年の短期雇用がこれは原則であります。現状そのようなことでやむを得ずそうやってきたと。

確かに、連続しての話ですから、中には二月ほど期間があきますので、そういう形の中では大きくその定めには違反していないわけでありましたが、そういう現状の中にありまして、従来からもそうでありましたが、いわゆる任用の方法につきましては、一応競争試験というものの地方公務員法上のそういった条文の準用をしまして、これらをあわせて面接選考という形でとらせていただいております。まずそれが基本でありまして、毎年そのようにしております。そして、この温水プールの職場の性格上、主として監視を行うことでありますけれども、事故の発生を防ぐ意味、それからもし万が一不幸にして事故が起きた場合の対応、こういったものの特殊性がご承知のとおりだと思いますが、あるわけでありまして。そういったときに、それに対応できるような体制を当然とっておかなければならないという基本的な考えもご理解いただけたらと思います。

したがって、選考の基準といたしましては最低の条件を定めてございます。それは適性という分野では健康であり、また機敏な動きをできる方、それから技能と申しますか、特にこれは今回主眼に置きましたけれども、水泳の資格あるいは泳げる方という一応の基準を設けさせていただきました。これはいわゆるプールの性格上そのような形はとらなければならないわけでありまして、そのようにさせていただきました。そして、さらには女性の方の任用についても考慮するということがあります。

そして、それらを総合的に決めまして、面接員3名を配置いたしまして、外見、理解力、判断力、表現力、人間性などなどを短い時間でありまして、一定の

基準に沿ってそれぞれを選考の判断をさせていただいた次第であります。その結果といたしまして、今回採用されたこれらの方々がこのような結果になったわけでありまして、したがって、私どもとしては、そういう基準を設けながらきちっと選考してやった結果がありますので、それはいろいろ今おっしゃられたようなことでは決してないというふうに考えてございます。

ただ、今その中にもありましたが、私たちはこの任用に関しては、今この状況が非常に若い方々の就職難であるとか、それからお母さん一人で子供を育てる方だとか、いわゆるそういった方々に目を向けて、物事のそういった部分にも目を向けなければならないということは強く意識してございます。したがって、今ご指摘のあった部分も、もしそのような結果としては私どもがうる申し上げましたけれども、結果としてそのような見方をされたということの現状をきちっと認識もまたしなければならぬというふうに考えています。

今後の問題であります。今申し述べられたことについては適正を私たちは決して欠いておりませんが、それら今ご指摘あった事柄もこれからの十分な参考にしながらしていきたいと思っておりますし、まずプールは先ほど言いましたとおり、臨時的任用については単年度、いわゆる長く恒常的に任用していくものではないわけでありまして、可能であれば今後はそれぞれの一定の年数が来た場合に応募者が超えている場合につきましては、可能な限りかえていただいて、多くの方々のそういったいわゆる就業の場を確保するというのも念頭に置きながら進めていきたいと思っております。

委員長 19番。

19番 言っていることはわかるんですよ、確かに。そうであれば、私も一般質問で申し上げましたけれども、若い人が卒業して働く場所がないと、女性の人については別に言いません。そうであれば、何で退職した60歳以上を使わねばならないんですか。当然若い人を、どういう方が申し込むかわかりませんよ。だけれども、そうであればそういう方を採用したならわかります。

この方も現に身体障害をお持ちながら今まで使っていたんですから、それが急に切られたら、結局身体障害を持って、今言ったように水泳ができなければだめだとかって、何があったらと確かにわかります。だけれども、せっかくそういう人たちが生活をしながら、そういうふうな身体を持ちながら管理員ぐらいはで

きるだろうということで、今まで使っていただいていた働いていたわけなんです。それを切るとなれば、厚岸町あたりは例えば公営住宅に入る場合でも、どちらかといえばそれで優先になりますよね。それから、厚岸はカンで見ましても福祉の町、障害者に優しいまちづくりとやっているんだ。言っていることと違うんじゃないですか、これ。

だから、本当にこの人も若い人が入られて、そういう人が採用されてであれば私は身を引くことはやぶさかでないと。だけれども、見ると役場を退職された60歳の年金をもらっている方が採用されて、我々が切られているのは、これは障害者の方への偏見じゃないんですかと、そういうふうな言い方なんです。だから、その辺がきちっと説明する義務が説明されてないから、何で私が切られたか、身体障害を持って、この人は1週間に3回透析に来てます、釧路まで。それがあるから、仕事に差し支えて切られたのかということを書いてました。今まで2年も3年も入って今までいたものが急に何か担当がかわったらぽつと切られると、これはおかしいんじゃないですか、これ。ちょっともう一回。

委員長
教 委
体育振興
課 長

体育振興課長。

基本は今私が述べたとおりであります。

確かに、こういうふうの結果を見ますと、そういうふうに言われることもわかります。しかし、面接の段階において、まず一つは面接した選考の部分において職場で働いてもらうためには、私どもの側からもこの方が適正なのかどうか、一定の判断はできる部分もあります。ですから、そういうことを総合的にいろいろと見ていったときに、その方よりも泳げるということが一番主体でありますから、まず泳げるということを主体に考えたわけであります。

ですから、その結果としてそういう方々が泳げなかったということがまず一つに大きな理由としてありますので、そういった部分での選考の結果でありますということでご理解いただきたいと思えますし、今回退職された方も確かにこれまで数年にわたって働いていただいております。確かに、今おっしゃるとおり、今申し上げますから申し上げますけれども、健康がすぐれない方あります。その健康も私どもがいろいろと日常的に見ていく場合に、果たしてあの高温多湿の中でその方の病気そのもののことにいつどうということになるかもしれないという危惧も実はあるんです。

ですから、病気でああいう職種でいわゆる普通の事務とか受付をやる場合と監視と言いながらも、あのところに監視をしていただいて、いざというときに動いていただくという部分もありまして、そういったことを判断したときに、今までは応募がないということもありまして、何とか数年間勤めていただいたわけですが、今回は新たな方々もいらしたということで、そこら辺でかわっていただくということも私どもの側から考えますときには、そういうことも考えなければならないのではないかとこのように思います。

ですから、おっしゃる切られたということで、非常に今まで自分がやってきて、何なんだという気持ちもわからないではないわけですが、私どものそういった考え方もぜひご理解をいただきたく思いますし、決してそういった障害者の方を一方的にそういうふうにとということでは毛頭思っておりませんので、このプールの持つ監視という特殊性をぜひご理解いただきまして、そういった点もあわせてご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 19番。

19番 新たな方を採用するのではなく、今までそういう方を採用していて問題がなかったと思うんですよね。それが急に担当がかわった途端に、この人に何か問題があつてあれがあつたのか、たしか今泳げないとかどうのこうのと、これは仕方ないです。

それと、今、課長は病気がどうのこうのと言うけどね、実際に私も透析してます。一向に元気です。病院の事務長がいますから、事務長に聞けばわかる。今透析されると、してしまうと普通の健康の人と同じような、健常者と同じような状態になるんです。それで、ある程度にこの病気がどうのこうのというのは幾ら何でも偏見だと思う。事務長、これはどうですか、透析した方はもとの普通の職場に戻れないということはあるですか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 当病院でも34名の方が透析を受けてございまして、それぞれ病状によって健康状態が違うわけでございますけれども、一般の方、仕事をできる方は通常の方と同等な仕事はやっているような人もおりますし、またさっき言ったように、特殊な病気を持っている方はちょっと無理さありますけれども、一般的には特にほかの病気ではない方は通常な仕事は可能かと思えます。

委員長 19番。

19 番 | 結局、きちっとその方に実はこういうふうになって、今度こういうふうになったんだから、こういうことでもって今回は大変だけれども、労働的には難しいことがあるよというのであればいいんですけれども、そういう説明をされないでぽつんと切って、役場の方が退職の方が2名入っちゃうと、だれが見ても今国で言っている天下りみたくなる、そういう感じでみんな持ちちゃうんですよ。だから、結局新聞でせっかく募集したって、こういうのは募集する前に決まっているんじゃないかと、そういう町民は思っちゃうんです、みんな。

あとさっき言ったように、厚岸は福祉の町、障害者に優しい町づくりと一生懸命やって、さっき公住なんかでもそういう人たちを優先的に入れているんですから、特別例えば管理課あたりで道路掃除だとかって、道路仕事であればこれは大変ですよ。だけれども、この人に言わせるに結局運動がてらというのはあれですけれども、プールの監視くらいは今までやらせてもらって、その生活で結局障害年金では食えないと、プールに行くごとに10万何がしをもらえると、それでもって生活できるんだということで、生活もある程度安定して、病院にも行かせて、理解あって、月3回釧路に通院させてもらいながらプールの監視をさせていただいて、生活費をいただいたということなものですから、それが切られるとなると、結局何かがあったのかなということでもってこういう手紙が来るという自体がおかしいんです、こんなのは。こういうのはね。そういうふうに町民の誤解を招くようなことは、これはきちっと説明して、誤解を解かなければ、こればかりでなくいろいろな方の役所あたりのそういう臨時雇いも新聞に出ても、何だ、出たときに、行ったときには決まっているんでねえかというようなことが出てくるんですよ。その辺もう一回どうですか。

委員長 | 教育長。

教育長 | ただいまのご指摘でございますけれども、臨時職員の採用はあくまでも単年度雇用が原則であります。ですから、前年度働いていらっしゃった方が面接試験の中で落ちることに対して、こちらが説明をするということ自体が私はおかしいのではないかと、まずそこを踏まえていただきたいというふうに思います。

もう一つですけれども、採用に当たっては当然のことながら、採用しようとする職務ができるだけ円滑に遂行できるよう、適性、あるいは能力等を面接官が採点し、決定いたします。今回に当たりまして、当然そのような基準の中で選ばせていた

できました。

ただ、このような場でどのような中身かというのはもちろん適当でないというふうに判断いたしますので、詳しいことについては避けますけれども、先ほど来おっしゃっていらしゃったことにちょっと私自身は非常に気になったのは、プールの監視ぐらいというのは非常に私は困ったことだなというふうに思うんです。実際、そのプールでは事故も起きているわけです。

何かあったときにまず私は今回採用の試験を私自身も担当いたしました。まず、泳げる泳げないのことは、必ず確認をしてくれと。あそのプールが一番深いところはたしか 150センチぐらいあるはずです。この 150センチのプールを泳げない方がおぼれているときにどのようにして助けるのか。持ち上げてきたときに、確かにいろいろな心肺蘇生法とか、業務の実施前には訓練は受けさせますけれども、それ以前に泳げなければ、これは監視にならないだろうと、まずそれが適性の第一だろうということの中から、その採用試験を実施したわけです。もちろんその中で皆さんの適性を判断させていただく中で、今回採用させていただいたということですので、ぜひご理解をお願いいたします。

委員長 19番。

19番 それでは、今までこれ採用した方は、そうしたら、前の採用した方は違っていたということですか。実際、現にこの方は2年も採用されていたんですが、それはそうしたら泳げなくても、そういう規定は前の方はまあまあ情状のあれがあって採用された。じゃあ今回、例えば役場の方で採用された方は全部泳げるということですね。そうであれば、今回11人応募して、それで書類を出してくれるかわからんけれども、その方が年が幾らで全員が泳げるのかどうか、実際そういうのも出してくださいよ、今度。

委員長 体育振興課長。

教 委 その件についてであります、先ほど私申し上げましたとおり、応募がなかった
体 育 振 興 課 長 ということもありまして、そのような条件を比較的課していなかったということ
ありまして。

今、教育長が申し上げましたとおり、過去においてのプールの事故を踏まえ、それから今のプールの状況を踏まえたときに、そういうものを逆にきちんと決めなければだめですよという教育長からの当然のご指示もありました。ですから、そうい

う問題をきちっととらまえて、いざというときに対応できるようでなければ、何よりもその方を助け得るかもしれないものをもし泳げなくてそういうふうな状況になった場合に、とっさの1秒、10秒を争うものでありますから、泳げる方の対応は泳げない方よりもはるかに違うわけでありまして、そういうことできちっとその条件を付したということでありまして、確かに今まではそういう条件については触れておりませんでした、そういうことの見直しも図りながら、今回をやったということでもありますので、ご理解願いたいと思います。

委員長 19番。

19番 町長、これはこれからいろいろなプールばかりじゃなく、いろいろな面で各所でもって臨時の方を採用されると思うんですよ。さきにもこの方が言われたように、町民は役所を退職されて、ある程度何がしの退職金をいただいて、そして年金もいただく年齢です、その方がまたそういうふうな役所の施設に勤めるということは、これは今仕事がないんですから、今までは応募が少なかったということですから、ここでこういうふうな失業でもいろいろな面で厳しい中でもって応募がたくさん出てきたんですから、そういうことを見た場合に、ちょうどちまたの中では、新聞に出て応募したときには決まっているんでないかと、自分が出すことないじゃないかという声もあるんですよ。だから、その辺どうですか。

委員長 町長。

町長 お答えをさせていただきます。

この問題、佐齋委員から雇用に対する問題として先般ご質問がございました。私からも今日の若い方々が働く場所がないという原点に返っての答弁をさせていただいたつもりであります。特に役場職員全般に関しての臨時職員の採用につきましては公平を欠いて、指摘がございましたとおり、町民から誤解を招くような採用はあってはならない、これは当然のことでございます。

しかしながら、一般事務はそう条件等も技術からするならば広範囲なことに相なるかと思えます。しかしながら、温水プールのようなものは先ほど教育長からお話がございましたとおり、臨時職員といえども生命と健康を守るという極めて重要な任務に立つわけでございます。そういう意味におきましては、やはり適性、能力等も十分に考えながら採用試験等を実行しなければならない、そのように考えております。しかしながら、いずれにいたしましても、冒頭に申し上げましたとおり、公

平を欠いた採用はあってはならない、そのように考えておりますので、今後とも町職員の臨時職員採用に当たっては、今の問題、指摘がございましたけれども、そういうことのないように今後とも十分に注意をしながら臨時職員を採用してまいりたい、かように考えます。

委員長 19番。

19番 ちょっと最後に確認だけしたいんですが、この4人の方は全員水泳が達者だということですね、それだけ確認しておきます。

委員長 教育長。

教育長 私が面接のときに確認いたしております。

委員長 よろしいですか。

他にありませんか。

なければ進めます。

4目学校給食費。

10番。

10番 教育長は教育行政執行方針の中で学校給食のありようをうたっていらっしゃいますね。そこで、集団での食事体験を通じ、子供の心と体の健全な発達と食生活を豊かにすることが求められると、まさにおっしゃるとおりだと思います。

それで、学校給食のありようについては前にも相当議論しておりますので、そういうことができる限り生かされて、現在の施策が進められているということも伺っておりますので、今回ちょっと1点だけお聞きするんですが、実質的給食時間とでも言いましょうか、給食の時間というのは何時から何時何分までが給食の時間なんですけれども、実際に子供たちが席に着いて「いただきます」と言って食べ出しますよね。そして、みんなが終わって一斉にごちそうさまと言うわけです。私も一遍か二遍給食を食べているところを廊下からですが、見学させていただいたことがありますが、各自が勝手に食べて、終わったら勝手に出ていくというようなものではなくて、全部同じだと思いますよね。みんな一斉に当番が配って、全部が席に着いて、その前にはもちろん手を洗ったり何なりありますけれども、そしていただきますと言ってみんなで食べるんですよ。先生も一緒になって食べてました。そして、終わるとごちそうさまと言って終わりますよね。このいただきますからごちそうさままでが何分ぐらい実質的な給食時間としては必要だというふうにお考えになられてい

るでしょうか。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委
管理課長 お答え申し上げたいと思います。

学校によって若干の差があるようでございますけれども……。

10 番 そんなこと聞いているんじゃないの。

(「必要かを聞いている、何分ぐらい必要か」の声あり)

教 委
管理課長 必要な時間ということでございますと、20分前後は必要であろうというふうに考
ております。

委員長 10番。

10 番 20分は必要であろうということですね、最低ね。そのぐらいの時間でゆっくりご
飯を食べましょうということでしょうね。

現在、小学校、中学校全部合わせて、それでこの時間がきちんととれていますで
しょうか、そういう調査をしてますか。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委
管理課長 休みの時間、いわゆる午前中の授業が終わりまして午後の授業までの時間という
のが学校によって異なってきておりまして、40分から50分程度の時間設定というこ
とで聞いております。ただ、実際のいわゆる食事時間、給食を配られまして、実際
に後片づけがありますから、その時間帯については残念ながら私が参りましてから
最近の状況、データを持ち合わせてございませんでした。

委員長 10番。

10 番 よくないですね、そういうことでは。前に私は一般質問の中で給食全般について
お聞きしまして、その後また1年ぐらいたってから改善点についてもお聞きしたん
ですよ。そのときにある中学校、ここはいわゆる給食の配車の関係で一番しわ寄せ
を食っている学校なんですけれども、あえて名前は言いませんが、私と私1人では
ちょっと心もとなかったので、厚文の副委員長である谷口議員さんにもご同行いた
だきまして、2人で見に行きました。そのときに、いただきますと言ってからごち
そうさまと言うのが8分を切ったんですよ。当時、その話をしたときに、どなたが
おっしゃったか忘れたけれども、旧帝国陸軍の新兵よりもまだ短いとおっしゃった。
そういうこともあるわけです。

その後、改善しますということでお話を伺っていたんですよけれども、今話を聞

いていると、後追い調査もなさってないようですね。これは今改善されていけば大いに結構ですよ。これは調べて、もしその点がうまくないのであれば、きちんと直していただきたいんですよ。せっかく教育長は学校給食とは何ぞやということでここまでおっしゃっているわけですから、それが5分や8分でかき込むような食べ方をしなければならない子供たちがいたとしたら、何が豊かで何が健全な食事だということになってしまいますので、どんないいものが出てても。だから、給食センターの所長もそこにいらっしゃるけれども、もしそんな食べ方をされているとしたら、これはつくって届けている人たちは泣くに泣けないですよ。そういうこともありますので、十分この点はきちんと調査をしていただきたい。これが1点です。

それから、ちょっと別のことをお聞きしますが、給食の食べ残し、これは一切残さないで食べなさいと、どんなときでもというのもまた逆に問題があると思うんですよ。そのときによってはその子供の体の調子が悪いことだってあるでしょうから、だから全く残が出ないから大いに結構、ちょっとでも残が出たから悪いと言っている意味ではもちろんありませんけれども、余りにもし大きな残がいつも出るとしたら問題ですよ。そういう点で、このあたりの調査はどのようになさっていますか。

委員長 給食センター所長。

給食センター所長 お答え申し上げます。

メニューによって若干の違いはありますが、約15%から20%、嫌いなメニューでしたら、大変ちょっと言いにくいんですけども、昆布とか入っているメニューがありますと20%近くの残が出ます。平均的には10%か15%程度のものが残ってまいります。

委員長 10番。

10番 昆布の話は前から聞いていました。昆布の生産地である我々としては、これは全国的に給食の残の中に昆布が多いと言われているんです。これは我々昆布の主産地の人間としては非常に恐ろしいことなので、これはまた別の機会に申し上げますけれども、若い人たちに昆布が喜ばれるようにしてもらわなければならないというふうに思っておりますが、これは今ちょっと主題から外れますので。

それで、その15%から20%ぐらいの残が学校によって偏りがありますか、それともこの学校でも大体同じぐらいに出ているものなんでしょうか。

委員長 給食センター所長。

給食センター所長 大きい学校が残ってくるという、量的には大きい学校が残るんですけども、大体平均して郡部の学校も町中の学校も同レベルで返品されて戻ってきます。

委員長 10番。

10番 給食時間との関係があるのかなと思ってお聞きしましたが、そうではないわけですね。

この残については、なお原因や、あるいはどのようにしたら子供たちに喜ばれるかと、つくる方としては2割も残されたのでは、これは本当に切ないと思いますので、そういう点では現場と——現場というのは食べる場所ですよ——と、それからつくる方との、これはもちろん学校の先生だけでなく、子供たちとも含めてなんですけど、意思の疎通をそれでなくても給食センター方式というのは、あなたつくる人、私食べる人というふうに離れてしまいますから、非常にその点が不利なんですけれども、そこを補うようにこの辺についてはいろいろと方策をより一層進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長 給食センター所長。

給食センター所長 中学校と小学校の1日のとるカロリーも決まっていますので、栄養士の方は大変苦勞してメニューをつくっておりますけれども、今年度に関しましては毎年実施しておりますけれども、12月に小学校の方を巡回いたしまして、子供たちの好きなメニューの希望をとりまして、今3月期にそれぞれ取り入れて、子供たちにもおいしく食べれるような給食を提供しております。今後とも、なお一層子供たちの食べ残しの少ないような給食メニューに努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

10番 結構です。

委員長 よろしいですか。

3番 3番。

一つは現在の給食センターは集合煙突が随分剥落してますよね、外側が。これは今年修繕するんですか。

委員長 給食センター所長。

給食センター所長 給食センターのボイラーの煙突の剥離でございますけれども、新年度予算をつくっている最中には目立たなかったんですけども、その後凍結が激しくなりまして、剥離が多くなりましたので、補正予算にも間に合わないということで、補正予

算といえますか、3月のこの凍結期間になりますとまたはがれますので、新年度の補正予算の方で修理をしたいということで考えております。

委員長 3番。

3番 補正はやらないと言っているよ。

委員長 給食センター所長。

給食センター所長 大変申しわけありません。

補正予算の3月の時期に提出しますと、外が凍っているものですから、せっかく直してもすぐ剥離されたのでは困るということで……

3番 わかった。意味はわかる。

給食センター所長 新年度の方で修理を進めたいと思います。ご理解をお願いします。

委員長 3番。

3番 84万円修繕料を計上しておられるの、これで直すということ、それとも別に予算をいただいてやるということですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 集合煙突の修繕につきましては、今、センター長が申したように、この予算策定の段階におきましては見込んでございません。当然、修繕費についてはこれは別の分を見込んでございます。したがって、幾らかかるかというような積算もこれからになると思いますけれども、これらにつきましては新年度やるとしても補正対応という形になってこようかと思えます。これらにつきましては、町財政の方と十分協議して、こちらの方としては実施に向けて協議をさせていただきたいなというふうに考えております。

委員長 3番。

3番 危険ですし、あのそばに人がいたときに落ちてくると当然けがをすとかというふうな状況になりますから、何らかの処置も講じておかなきゃならないと思いますよ、修繕するまでに。そして、できるだけ早く修繕していただきたいと。

それから、もう一つは財政運営基本方針というのをおつくりになった中で給食センターについて触れておられます。これは前にもちょっと申し上げましたけれども、この設備をつくりかえるのと同時に、給食を心和園であるとか保育所であるとか学校給食であるとか、こういうものを統一してやる、あるいは今回白糠が初めて管内

で調理業務については民間委託という線を出したようではありますが、そういう方向も検討するんだというふうに言っておられますが、この検討というのはいつごろからおやりになる予定ですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 お答え申し上げたいと思います。

実際に白糠町の方式等につきましても、私どもも現場視察というような形の中で見させていただいたりなんかをしております。そういうことで、一長一短ある部分等々も聞かされておりますけれども、なおいわゆる詳細な検討、こういった部分については今年度精力的にやっていきたいというふうに考えております。

委員長 3番。

3番 本年度中に検討をするというんですか、そして結論を出すということですか。今私が申し上げたことについて、民間委託の問題、ほかの給食との統一の問題、そういうことなんでしょう、言っていることは。だから、財政運営基本方針でうたっているこのことについて本年度中に結論を出すと、こういうことなんですか。

委員長 教育長。

教育長 財政改革委員会の中での論議もごございますけれども、一応これは中長期の計画の中の一つであります。というのは、現在当然従業員というか、職員も大勢おるわけですから、近い将来に民間委託なり何なりということも不可能な部分もごございます。また、ほかと一緒にすることにつきましても、他の施設を幾つか調査しておりますけれども、いろいろなそれぞれの補助金の問題等もございまして、検討をまず今年してみると。ただ、その結論として今年度中に出せるかどうかという部分についてはもう少し先になるのではないかなというふうに見込んでおります。

委員長 3番。

3番 もう一度確認いたしますが、この基本方針で出している方向で教育委員会としてもその線に沿って検討していくと、そうではなくて今の給食センターを建てかえる、そのことについてだけ考えると、どっちなんですか。

委員長 教育長。

教育長 この件につきましては、給食センターが老朽化しております。ですから、いずれにいたしましても、近い将来実際の計画を立てなければならない。そのときにつきましては、給食センター方式、学校だけの給食センター方式、あるいはほかの施設を含めた給食センター、あるいは拠点校方式というようなやり方もございます。そ

こら辺もすべて含めまして、どのようなものが最も適切なのか、検討してまいりたいと、かように考えております。

委員長 3番。

3 番 今日論議するといっても、時間の関係もあるから、十分な論議はできない、場所を改めてやりたいと思いますけれども、議会にその時点、その時点でこういう考えだというのは示していただきたいと、そういう中で論議を積み重ねていかないと私はだめだと思いますね。大きな問題がいろいろありますから、それをクリアしていけるかどうかという問題もあるんですよ。そういうことでは、この情報の開示というか、これは適切にやっていただきたいと。

委員長 教育長。

教育長 ただいま申し上げましたとおり、これから検討していく中でそれぞれご意見を賜れるよう情報公開してまいりたいと考えております。

委員長 他にありませんか。

11番。

11 番 新年度からは週休2日制になって、今までの土曜給食が今度はなくなると思うんですが、それについては今後どういうふうになるのでしょうか、今までは牛乳の消費拡大との運動とも連動したものであったというふうに考えるんですが。

委員長 教育委員会管理課長。

教委
管理課長 お答え申し上げます。

これまでは土曜給食ということで牛乳、これは消費拡大等の助成をいただきながら行ってきたということでございますけれども、これは当然土曜牛乳、土曜はなくなりますので、父母負担にいたしましたたしか年間500円程度だったと思いますけれども、当然供給もしませんし、その分が減ると。父母の方のいわゆるいただく部分についても減ると、こういうふうになります。

委員長 11番。

11 番 そのことについては、消費拡大の方と話し合いが行われているのでしょうか。

委員長 農政課長。

農政課長 私の方からお答え申し上げます。

土曜日の給食がなくなることによりまして、牛乳消費拡大推進協議会の主要な任務でありますいわゆる小・中学生に牛乳を提供して、牛乳を飲む習慣をつけ

てもらおうという主要な目的がなくなりますので、平成13年度をもちましてこの牛乳消費拡大事業についてもピリオドを打って組織を解散するということになっております。

委員長 11番。

11番 そうすると、消費拡大の方については何か新しい運動だとか、そういうものを考えているんですか。

委員長 農政課長。

農政課長 後継の事業については考えておりません。いわゆる土曜牛乳の供給というのが両農協と町が負担金を出し合って支援してきた大半の内容であります。その事業がなくなるということによりまして、残るは現在細々とやっているのは各地で行われている料理講習会の食材について助成をするという程度のことを続けておりますが、これについては平成13年度をもって終わりにしたいということで、平成14年度それぞれ農協、町の負担金をいただかないという方向で13年度中に協議を終えているという状況でございます。

11番 はい、いいです。

委員長 よろしいですか。

なければ4目の学校給食費の審議を終わります。

休憩いたします。休憩後の再開は3時30分とします。 休憩時刻15時08分

委員長 委員会を再開いたします。 再開時刻15時33分

362ページ、11款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子、3目公債諸費、ございませんか。

なければ進めます。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。

14番。

14番 先日、議案の第24号の町長、助役及び収入役並びに教育長、いわゆる四役の期末手当の支給に、これは要するに削減の条例改正があつて審議したわけですがけれども、この中で総務課長の説明でちょっと気になる言葉があつたので、確認の意味でお聞きしたいと思うんですけれども、たしかあのときこの厳しい予算編成の中では模範としてこの削減をするんだという言葉があつたと思うんですけれども、これは例え

ばもっと拡大するというか、一般職までもこの削減を考えておられるのか、ちょっと確認だけしておきます。

委員長 町長。

町長 お答えをさせていただきます。

今議会において、さらにはまた私が町長になりましてから、各議会ごとでご論議をいただいておりますとおり、今日の厚岸町を取り巻く財政は大変厳しいものがあるわけでありまして。そこで、私といたしましては、助役を委員長といたしまして財政改革委員会を設置をさせていただいて、そこで今後の厚岸町の財政運営はどうあるべきか、いろいろ議論をいただいたところであります。その結果、さきに示しましたところの財政運営基本方針というものを町民に明らかにさせていただいたところであります。

しからば今後3年間どういう財政の方針に従って町政を運営していかなければならないかという中で、今ご質問がございました特別職の手当の減額という結論に達したわけでありまして、私といたしましては、やはりみずからえりを正し、範を示さないといけないというふうに考えております。さらには、また今回の予算におきましても、各課5%減で要望をいただいております。そういう諸情勢を考えた中で、特別職の期末手当を削減するという事で今議会にご提案をさせていただいておりますので、その点ご理解を賜りたいと存じます。

委員長 14番。

14番 厳しい財政の中で、これは痛みは我々も感じなきゃならんだろうし、庁舎全体で感じなきゃならんかもしれないけれども、そういう中で職員につきましては、管内の支庁手当、それから時間外手当もかなり制限されたという中で、各課の職員にいたしましても、町民要望にこたえるために、その課によっては非常に夜遅く残業なんかしている課もあるわけですね。そういう中で、残業手当も削減という形の中で、さらに給与まで手をつけるということについては、これは慎重にというか、できるだけそういうことは避けるべきだと思いますので、ひとつよろしく願います。

委員長 町長。

町長 それは当然の労働賃金としてのあり方かと思います。しかしながら、管理職におきましても、自主的に申し出もあり、さらにはまた私ども四役につきましても、み

ずから範を示せないといけないということで今回の予算措置になっておりますこと
でありまして、今回の管理職初め我々そういう実態の中で皆さん方にご提案をいた
しておりますことをご理解を賜りたいと思いますし、また厳しい財政運営の中で町
民の幸せ、そしてまた厚岸町の発展、振興のために、よい予算をつくって町民の負
託にこたえてまいりたい、かように考えておりますので、よろしくお願い申し上げ
たいと存じます。

委員長 よろしいですか。

他にありませんか。

3番。

3番 一つは、この財政運営の基本方針の中に超過勤務手当の枠の配分化というのがご
ざいますけれども、これはどういうことなんでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 これまでも何度か超過勤務手当の実績についてご説明をしてまいりましたけれど
も、実は平成10年度、これは全会計でございますけれども、病院、それから水道企
業会計も含めての金額でございますが、平成10年度が1億200万円を超えたと、こ
れは初めて1億円台を突破したということでありました。この超過勤務手当につい
て青天井でいいのかという議論も部内で行いまして、それぞれ縮減対策をとってま
いりました。それで、11年度からは超過勤務命令書の書式を改めたり、あるいは事
前命令、事後確認ということを徹底させたりということで、11年、12年度約7,300
万円ほどに抑えることができましたが、なお財政状況が厳しいということもありま
して、平成12年度の決算額7,379万円ほどございますけれども、これを一定のベー
スといたしまして、目標としてこれから2,000万円ほど減額しようということで、
それぞれ12年度の各課の実績をベースといたしまして、この2,000万円を減額する
計算で各課に比例案分いたしまして、各課に配分をし、その中で執行をしていただ
こうという内容でございます。

委員長 3番。

3番 今、条例定数だけ職員がおりませんよね。そのほかに嘱託、非常勤、臨時という
ことで雇用している人がかなりの数いると思うんですよ。今何人ですか。

委員長 総務課長。

総務課長 これは3月1日現在の数字でございますけれども、定数内職員の条例定数でござ

いますが、363名に対しまして定数内職員が337人でございます。26人の減で行っている。それから、定数外の職員、臨時、非常勤等を含めまして、これは全部で161名でございます。合計いたしますと、臨時の職員を含めまして498名の職員ですべての業務を行っているという状況でございます。

委員長 3番。

3番 定数内の職員、定数から26人少なくいるんですね。それは新たな採用、退職者の補充をしないと何かとかということで定数を抑えてきた結果、こういうふうになっていると思うんですね。そして、なおかつその上に161人の嘱託、非常勤、臨時の職員がいると、これが全体の仕事の量なんですね。その上に平成10年ですか、1億を超える超過勤務をやって、そして仕事をこなしていた、こういう状況だったんですね。1億円も超過勤務手当を払うのは大変なんだと、1億円を超えるなんていうのはとんでもない話だということで切り詰めてきたということなんです。そうしますと超過勤務の内容というのは、全くむだとは言いませんが、かなりむだな仕事もあったんですか、やらなくてもいい仕事を超過勤務手当欲しさにやってきた結果というものがあったんですか。

委員長 総務課長。

総務課長 決してむだな仕事をしていたというふうには、一概にそのように思っておりません。実は大体平成8年から12年までの間につきましては、地方分権の推進でありますとか、介護保険の開始でありますとか、あるいはショートステイ事業の開始でありますとか、ゼロ歳児保育の開始でありますとかという新たな事務事業も取り入れてきて、平成10年、11年の結果になってきているものというふうに認識をいたしております。

しかしながら、一方で超過勤務命令の仕方、出し方というものが事前の命令、事後確認というものがきちっと各課によって取り扱いが一定ではなかった部分があるのではないかというような反省もございます。それから、それぞれ日中の日々の仕事の効率的な運営というものをもう一度素直に反省をして、正規の勤務時間内の過ごし方、これらについても管理職が各係等の仕事の配分の仕方ですとかをきちっと把握をして、この超過勤務命令、いわゆるやむを得ない事務事業、業務に対して発するわけありますから、これらの状況把握をきちっと行って、この超過勤務そのもののあり方というものを見直すと同時に、職員の健康管理というものについても

きちっと配慮した形の中で運営すべきであるという考え方に立ちまして、このたびこういう対策といたしますか、一定の目安を設定させていただいているという内容でございます。

委員長

3番。

3番

1億時代はある程度非効率な面もあったと、それをもう一度仕事の中身を見直しながらやってきた結果、削減ができたということだと思うんですね。逆に今度は枠配分だとか何だとかとさらに切り詰めると、超過勤務について。そうすると逆に仕事は残るわけですから、時間内にできない仕事を超過勤務でやるということだと思うんですね。しかし、そういうふうに枠で押しつけられるということになると、仕事ができないわけですから、結果的に。そうすると、仕事が残っていくとか、あるいは疎かになっていくとかというふうな現象が一つには起こるのではないのかということがあると思えます。

それと、もう一つは結局いわゆるサービス残業で超過勤務手当が払われない、そういう超過勤務が行われる。今でも行われているという話も聞きますけれども、その辺はどうなんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

万やむを得ない場合、一応の目安として枠の配分ということで各課に指示をさせていただいておりますけれども、どうしてもやむを得ない事情があって、業務を遂行しなければならないというようなものについては、これは職場長が残業命令を発しておいて、その手当を支給しないということは、これは法的にできないことありますから、これは各課のそういう状況を見ながら勘案をしていかなければならないことではないかというふうに考えております。

それから、サービス残業をさせておいて当たり前だという認識は持ってございません。あくまでも職員の健康管理、それから先ほど申しました事務の効率化ということをきちっと推進すると、しかもなおかつ地元の経済状況でありますとか、民間の企業で働いている方等の苦労などを考えて、我々もいま一度日々の生活といたしますか、日常業務のあり方、やり方、これらをきちっと素直に反省すべきだろうという立場に立っておりますので、その点をご理解いただきたいと思えます。

委員長

3番。

3番

これからの経過を見ていきたいというふうに思います。

その次に有給休暇の問題なんですが、有給休暇の取得率というか、大体何%ぐらいとられているのか、それはいかがですか。

委員長 総務課長。

総務課長 今、詳しい数字を持ってきておりませんが、12年度ないしは11年度の実績だったと思いますけれども、有給休暇の取得率は約25%程度というふうに記憶をしております。

委員長 3番。

3番 4分の1の人しかとってないと、4分の3の人は有給休暇をとらないでいると、その原因は何ですか。

委員長 総務課長。

総務課長 その必要がないということが1点と、それから各課の業務体制ということも原因の一つにはあろうかと思いますが、有給休暇に関しましては届け出をすればいいという手続の仕方をとっております。

委員長 3番。

3番 これは有給休暇の取得率が4分の1だと、4分の1の人がとっているんだと、4分の3の人がとってないというふうに短絡的に言ったけれども、実際には決められた10日なら10日でなくて2日とか3日とか5日とる人もいるということになってくるともう少し変わってきますよね。

委員長 総務課長。

総務課長 今、私が25%程度の取得率と申ししたのは、有給休暇として与えられている日数の消化率というふうにおとりをいただきたいと思います。といいますと、したがってその者にとっては例えば20日なら20日の有給休暇取得可能日数があるというときに、20日近く満度にとられている職員もおるし、年間のうち1日、2日しか消化していない職員もおると。これを平たくして約25%程度の取得率というふうにお考えをいただきたいと思います。

委員長 3番。

3番 一つはこれは権利ですから、働く人の権利ですから、本来であれば満度にとることが先ほどから言っているように、職員の健康を守る上からも必要なことではないかなというふうに思うんですよ。先ほど、いやいや、これは届け出制だから、干渉するとか強制するとかというものではありませんよというお話がありましたですね。

委員 長 そのとおりですね。

委員 長 総務課長。

総務課長 休暇の時期変更権というふうなもので命令権者に認められている部分がありますけれども、これらを使って休暇の変更を命じたという事例は12年度、13年度においてはございません。したがって、届け出があったものについては承認しているという実態でございます。

委員 長 3番。

3 番 もう一つは雇用の問題として考えてみなければならない問題があるのではないかと。それは、残業時間を今言ったように枠配分で削った、その削った分について雇用の増進を図る、あるいは有給休暇の部分について、100%いけばあれでしょうが、とらせて、そのすきを埋めるのに新しい雇用で今のいわゆる雇用を図るということがとられ始めていますよね、今ね。そういうことについてはどういうふうにお考えですか。

委員 長 総務課長。

総務課長 これはワークシェアリングにつきましては、さきの一般質問でも町長からお答えをしておりますけれども、まだ実際にどういう配分の仕方でのワークシェアリング、今ちまたで仕事の振り分けと申しますか、そういうことで進められてきて、北海道、あるいは釧路市役所等でも14年度から実行するというような情報も流れてきておりますけれども、まだつぶさにはこのシェアリングの仕方というものを検討をいたしておりません。

予算資料の7ページにもございますが、賃金の額、本年度当初予算につきましては1億5,779万3,000円、前年度の当初予算が1億4,991万6,000円ということで約800万円弱という金額がふえてございます。これらは各課でそれぞれ臨時の職員の賃金として持っている枠でございますけれども、当面はこの枠の中で運用をしていくということになるかと思えますし、それから雇用の仕方、それから先ほども教育委員会の方で質疑応答があったわけでありまして、若年者に対する配慮、それから潮見高校、水産高校からも新卒者の採用について要請が参っておりますので、どういう対応ができるかということをお協議、検討してまいりたいというふうに考えております。

委員 長 3番。

3 番 雇用の問題については、大変厳しい状況ですから、十分考えていただきたい。

それから、最後に先ほどちょっと総務課長が触れられましたが、臨時職員の雇用の問題なんです、さっき論議がありましたけれども、その中で私が気にかかるのは、募集すると、新聞なんかによく出てますよね、臨時職員の募集というのが。募集するんだけど、それが形骸化されて、結局なれ合いで形だけのものになっているという論議がありましたけれども、実際にそういうことがあるということになれば、これは私は問題だと思うんですよ。使う方としてもなるだけ同じ人を1年更改の契約で使っていくと、その方が使いやすいわけですから、実際には。それはそれであると思うんだけど、ただ、次に使う人が従来からの人だというのがわかっていながら、募集を出して、結果的には採用されないと、採用されないですよ、そういうことであれば、最初から決まっているのであれば。そういう形骸化、なれ合い、これは先ほど論議になってましたが、私はあるのかないのか十分調査をなさって、そしてあるとすればこれは改善を図らないと困りますよと思っているわけですが、いかがですか。

委員長 総務課長。

総務課長 私の方ではそういう事実はないものというふうに認識をしておりますが、この臨時職員の採用に当たっては、必ずまず公募制をとってくれと、その公募に当たっては可能な限り早い時期に広報に掲載するなり、あるいは新聞各社にお願いをして公募の記事を載せていただいて、その中で応募された方に対して公平中立な判断材料をもって職員の採用に当たるということを言ってきておりますので、それは今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

委員長 3番。

3 番 ですから、それはいいですよ。それはいいの。だけれども、何回も同じことを言うんだけど、それが形骸化であったり、なれ合いであっては大変な不信を招くわけですからね、町政に対する。そのことが先ほども言われていたわけなので、私もその点は危惧しますよ。その点をお伺いしているんです。

委員長 町長。

町長 お答えをさせていただきたいと存じます。

先ほどの佐齋委員さんからも同様の質問がございました。先ほどご答弁いたしましたとおりでございます。

3 番
委員長

いいですよ。

いいですか。

他にありませんか。

なければ進めます。

13款予備費、1項予備費、1目予備費。

378ページから382ページまでは給与費の明細書であります。

ございませんか。

以上で歳出を終わります。

次に、1ページの第2条債務負担行為についてであります。6ページの第2表債務負担行為と383ページから386ページまでの債務負担行為に関する調書であります。ございませんか。

次に、1ページにお戻り願います。第3条の地方債、7ページの第3表と387ページの地方債に関する調書についてであります。ございませんか。

なければ次に1ページの第4条一時借入金、ございませんか。

総体的にありませんか。

10番。

10 番

今年度から一般会計予算が事業別ということになりまして、今回やってみて非常にわかりやすかった。そのために、今回ちょっとこの議会が時間をとっていることにはいろいろな評価もあるでしょうけれども、一つには政策に対する質問がたくさん出たんじゃないかと、そういう意味ではこの予算のやり方は非常によかったなど私は思っておりますし、感謝もしております。

その上で、一、二気づいたことがありますので、お聞きいただきたいんですが、一つは補助金の問題であります。今回、財政が厳しいので、立て直さなければならぬということで、そういう文書も出ておりましたが、補助金については、これは中長期的にやるんだというような話も一部あったようですが、今までどおりといたしますか、今までついていたものをいわば漫然とつけているのかなという気がするようなものが散見されました、一つ一つは今挙げませんが。

それで、補助金につきましては、その意義、必要性、それを十分に一つ一つ吟味しまして、そして一律何%カットなどというものではなくて、必要なものにはつける、それから今まではいろいろなあれでつけてきたけれども、これはもういいんで

ないかというようなものについてはきちんと整理する。そういうことを早急に進めていただきたいと、そのように思います。

それから、もう一つは国と自治体の負担の問題であります。これは法定外公共物の問題でちらっと顔を出しましたけれども、これは法律でそういうやり方をしてるんですね、国の方が。ですけれども、どう考えても法定外公共物の申請のために座標の入った図面まで全部自治体の経費でつくって、そして申請にそれをつけて出させて、その成果は全部国の方がいただくというような物のやり方というのは、やはりこれは国の勝手ではなかろうか。もしやるのであるならば、何らかの形でもって補助金なり、あるいは特別交付税の裏打ちなり、いろいろな手当てがあるのかなと思ってその後もお聞きしましたが、そのようなものもないんだそうです。全くの自治体の負担になっているようです。

特に町長にこの点はお願いたいんですが、単に特別交付税で手当てをしてくれとか、補助金をふやしてくれとかというお願いではなくて、こういうものについては国と自治体の負担がふえるのでないのかということをごきちんとした機会を得て強く国に主張していただきたいと思います。この2点についてお聞きしたい。

委員長 町長。

町長 お答えをさせていただきます。

2点の質問がございました。その第1点の補助金の問題でございます。

補助金につきましても、基本的には一律5%削減をさせていただきました。しかしながら、ただいまご指摘がございましたとおり、必要なものについてはふやすなり、または現行ということで処置をいたしておりますので、ただいまお話があったとおりであります。

次に、法定外公共物の関係でございますが、さきの質問の中でも室委員からお話ございましたとおり、現在国においてもこの台帳が未整備であることは事実であります。そういう中で、地方分権一括法案が平成5年に決まりましたから、国の財産においても地方に譲るべきだという中での問題でございます。この問題についても国といたしましては全国津々浦々あるわけでございます。膨大に測量し、または面積まで把握するということは困難である。そういう事態で今ご指摘のようなことがあろうかと思うわけでございます。

実はこの問題を指摘されましてから、私も部局、そしてまた関係者とも研究をさ

せていただきました。ありました。地方交付税で措置をしているという話でありましたが、そこに今ご指摘の問題がございます。といいますのは、わずかな予算措置だけであります。一般行政共通費として法定外公共物譲与事務費を含むということで交付税として措置をしているという記述だけでございまして、実は金額が幾らということとはございませんで、全国画一的に算定をいたしておるといふ実態が明らかに相なったわけでありまして。

そういう意味で、平成13年度においても厚岸町は420万円のその措置をいたしておるわけでございますが、実態はわずかでございました。そこで、私といたしましては、特交という立場もありますが、こういう実態を国に強く申し上げて、指摘のとおりの方針に沿って地方財政が厳しい中での国と地方の関係でございます。ご指摘の問題については、今後とも国に強く要請をしまいたい、かように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長 10番。

10番 よくわかりました。2点目についてはよろしく願いいたします。

1点目については、ちょっと町長のご答弁が一部私と食い違いがあるような気がしたので、そうでなければ大いに結構なんです、私が申し上げているのは、今回のというよりはこれからの話なんです、その補助金のことについては、今年この新年度予算でこういうふうにつけたものを今これから変えるというのができないというのであれば、来年に向けての話にはなりますけれども、それから補助金といっても非常にたくさんありますから、一つ一つの洗い出しということでは時間がかかるのかもしれないので、その点すぐに今この場でというふうには言っているのではないんですが、どうもずっと審議していく中に補助金について、短期的にはこうする、中期的にはこうするといつて出てきた財政再建案とは裏腹な感じのするものが散見されるということなんです。したがって、補助金については、吟味を一つ一つこれから行っていく作業をしていただきたいと、そういう意味なんです。いかがでしょう。

委員長 町長。

町長 お答えをさせていただきます。

全くそのとおりでございます。今後の予算執行に当たりましては、必要なものは財政の厳しい中でも予算をつけます。スクラップするもの、むだなものは切ります。

それが財政改革でございます。

10 番 はい、結構です。

委員長 いいですか。

9 番 9番。

補助金のことは私も前から唱えておりましたが、今隣の室mmさんが話しましたので、それで私からしますが、補助金はそうあるべきだと思いますし、ただ私は監査なんかがよく報告に使う言葉がございますね。執行率という言葉がございますね。これは予算の面の執行率ですね、主に使うのは。例えば、1,000メートルある道路をつくるのに約1億かかると仮定して予算をつけたとしますね。それで、9,980万円は99.8%の執行率だという言葉がありましたね。そうではなくて、財政が非常に厳しいんですから、これから行政事業は行うものは行わなきゃならんと。したがって、財をつくるためには、同じものをつくる人も安くて立派なものをつくるのが基本ですね。その場合に、当初1,000メートルの道路を1億で組んだと、しかし担当者の努力によって、価値ある道路が8,000万円例えばできたと、だけれども、予算執行率は80%だけれども、事業の執行率は100%と、事業執行率を芯にした物のとらえ方が大事でないかと、これはわかりますかな、言っていること。変なこと言っていてわからん、わからなかったら聞き直してくださいよ。

そして、これもこの間から室mmさんは何回も触れましたが、期中に、商売ですと剰余金と言っちゃうんですが、ここでは不用額と言わなきゃだめなんですな。期中で早くわかった不用額を集めて、そしてこの予算で、これは将来に原資として残すのが大事なら残してもいいでしょうし、また行政事情があつて、たまたま予算が足りなくてやれなかったと、そういうものがあつたなら、この不用額を集めまして、これをやろうじゃないかと、期中に補正の段階でやってもこれはいいんです。どうしても財政の方で蓄えなきゃならないんだつたら、全部不用額を集めて、将来のためのいろいろな基金に積み立ててもいいし、そういう視点でね。

それから、もう一つは執行率ばかり言いますと、予算の消化のために努力しなくて、執行率100%、非常にいい仕事したと、昔の国や道の方は予算消化という名のもとに不要不急のことをたくさんやった経緯がございますよね。これはとんでもない。このようなことをしたら大変なことになりますから、当然予定はできるだけ適正な予定を組んで、適正な予算づけをするのが基本ではありますが、あくまでもや

ってみなきゃわからん。それで、皆さんが努力して頑張っ、これで安く上がったといった場合に、我々が不用額は何だと、見積もりをは特に言いませんから、よく努力したと、これもさつき室mmさんは言いました、これは認めてやろうと。そういうぐらいの姿勢で執行に当たってもらいたい。金額ベースの執行じゃなくて、事業ベースの執行率を誇に思わなきゃならん。今合わせまして約 200億前後債務がございますね。何にしても大変です。そのような気持ちで執行に当たっていただきたいと思ひます。いかがでしょう。

委員 長

企画財政課長。

企画財政
課 長

企画財政課の方からお答え申し上げますが、執行率の関係でございますけれども、基本的には当初予算と対比しての場合の執行率と、それからご質問者がおっしゃられるいわゆる事業執行率となりますと、当町の場合はまめに不用額とかを3月に落として、できるだけ実績に近づけた最終予算に持っていくような仕組みになっております関係で、そういう最終予算と対比をする、つまり事務事業費が確定した後、不用なものは少なくとも12月なり3月なり、年度途中で落として、そういう最終予算との執行率というのも決算の段階でたしか出していると思ひますので、そういう意味では単なる当初予算と比較してどうこうという執行率よりも、むしろ最終予算と対比して何%実施したかという、そういう意味がご質問者のおっしゃられるいわゆる事業執行率に近いものになっているのではないかと思ひます。当然ながら、そういう実質的な執行率の見方というのは非常に大事でございますので、その意は我々も十分に酌んで進めてまいりたいと。

それから、不用額についてなんですけれども、これは確かにそういう意味では3月段階で年度途中で随分流動性があるものがあつて、3月末で確定するというものなり、12月になって確定するというものがありますけれども、そういうものはどうしても3月ぐらいになりますが、例えば事業を執行して終了して9月の段階なり、あるいは早ければ6月の段階なり12月の段階でそういう事務事業が確定したものは速やかに予算に反映させて減額措置をすれば、その分がおっしゃるとおり財源として出てきまして、そして年度途中の新たな需要のあるものについてもそれなりの対応をできるということでもっともでございます。流動性あるものはともかくとして、年度途中で速やかに片づいたものについては、確定したものについては、速やかに次期の議会で反映をし、そのように新たな需要に備えるような、そういう部分

を予算執行方針なり、今後4月以降新年度に入りますけれども、そういう段階でも財政担当としても各課にも理解をしていただき、そのように知らしめてまいりたいと、このように考えます。

委員長 いいですか。

他に。

3番。

3番 一つは、予算書の内容であります。先ほどもお話がありました。事務事業別になっておりますよね。これから行政評価ということになりますと、これに給与費にある人件費をそれぞれの事務事業にくっつけると、そしてさらに投下されたお金がどう有効に使われているか、例えば集会所であれば年間の利用者がどのぐらいいるのか、あるいはどういうことがそこでやられているのか、やったことがどういう波及効果を及ぼしていつているのか、こういうものを加味して、結果的に行政評価を行うということになると思うんですね。

ただ、町は公共性がありますから、何でももうかっているか、損したかという感覚だけで物事をはかっていくだけにはならないわけですよね。多少の無理があっても、それは町の責任としてやっていくと、こういうものもあるわけでありましてけれども、行政評価についてはそういう下地もあってこの予算書の内容が新しくなったというふうに思うんですね。そういう方向にいつ踏み出していかれるのかということでもあります。

委員長 総務課長。

総務課長 この行政評価の担当を置いて、行政評価の手法というものを先進自治体と言われるところのサンプルを収集して調査をさせていただいておりましたけれども、最もわかりやすい方法というのは事務事業別の評価であろうというふうにある一定の認識をするに至っております。これは、行政改革、平成8年から12年度まで行われてきた行革大綱の最終成果といえますか、取りまとめの段階でも、これに似通った形での手法を取り入れて、評価をしてきたつもりですけれども、なおまた各課にこの一定の基準に従って評価をしていただくという作業がこれから出てきます。

そのことについて、いま一度精査をしなければならないという部分と、今ご質問者がおっしゃられましたとおり、単に事務の効率、あるいは費用対効果ということ、費用対効果の中に金額的な面だけじゃなくて、公共福祉の向上という大きな使命が

あるわけですから、その辺の評価をどのようにしていくかということが大事なことになるかと思えます。その辺はこれまでと同様に継続して検討してまいらなければならぬと。既に庁内組織を立ち上げて検討委員会も行ってきておりますけれども、年度末に当たってその会議を開くいとまがないという状況でありますので、今後の時間的な過程も含めて、その委員会の中でもう一度練って、一定の期日等も含めて検討をしたいというふうに考えております。

委員長

3番。

3番

むだを省く、効率的に財政を運用していく上でも、欠かせない大事な問題だというふうに思います。

それと、もう一つは全職員が意思統一して、きちんとその方向に行くというものをつかまないとなかなかいかない、そういう側面もあると思うんですが、そういう点ではどういうふうに意思統一を図っていくおつもりですか。

委員長

総務課長。

総務課長

行政評価というものに対しては、ある一定の基準をつくるわけですから、この基準を示したけれども、担当部署によって取り扱い方、あるいは考え方が違うということであれば、評価をする意味がないというふうに考えております。ある一定の基準なり、目安というものを設定した段階では、設定する前にこれでいいのかということも含めて、何度か職員とやりとりをして、コンセンサスを得た形で実行段階に入りたいというふうに考えておりますし、このたびのこの事務事業別の予算書に当たっても、実は財源充当というものもこれでこの事務事業に一財が幾ら使われて、国庫金がどれくらい入っているというようなことも明らかになってきてますから、そういう意味では経験の浅い職員であっても、財源というものの認識といいますか、それが高まってくるものだろうと思えますし、それらも含めて行政評価という手法に反映をさせたいというふうに考えております。

3番

いいです。

委員長

いいですか。

他にありませんか。

2番。

2番

この議会の中で一つどうしてもしなければならないということがありますので、ここで質問いたしますけれども、まずこの図面を刷ってもらってこなければ、皆さ

んに配付しなければ皆さんわからないんでないかと思えますよ。それはどういうことだといいますと、この防波堤の方向が全く防波堤になっていないということでございます。

委員長 2番さん、総括的なご質問をとということでお願いしているんですが……。

2番 そこで、総括的だと言うけれども、この漁港がこの図面で総括的であって、今やろうとしていることは、漁組では期成会と二方の話では、残りが15万8,000円あるんですよ、17年まで。そこで、これをこのままの図面にやったら、これは漁港にならないですよ。だから、僕は言うんですよ、この予算を含めた中でね……。

委員長 休憩します。 休憩時刻16時27分

委員長 再開します。 再開時刻16時29分

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し……。

(「討論あり」の声あり)

委員長 討論ありとの発言がありましたので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番。

3番 私は平成14年度の厚岸町一般会計予算の採決に当たりまして、反対の討論をするものであります。

若狭町長が就任されましての最初の予算で、多々評価すべき点があります。しかし、予算編成の財源措置での基本的な点で相違点があるわけでありまして。町の予算編成が国の地方財政計画に左右されるのは当然のことでありまして。計画によると最大の大なたが振るわれたのは投資的経費、いわゆる公共事業であります。厚岸町新年度の予算案では、6億8,400万円と歳出で最大の減額となりました。また、歳入では、地方交付税3億6,000万円余、国庫支出金が2億2,000万円余等々で歳入歳出合わせて前年度比9億円を超える減額となっております。財源不足の補てんとし4億1,400万円の臨時財政特例債の発行と一部基金の取り崩しで平成14年度の予

算の編成が行われたわけであります。

地方交付税の減額が声高に言われておりますが、臨時財政特例債の発行で経常経費については確保されたのではないのでしょうか。臨時財政特例債はもともと地方交付税の一部の取りかえでありますから、町として最小限の行政サービスにとって必要な財源という意味では、地方交付税と何ら変わりがないというふうに思います。

この臨時財政特例債は町財政の借金であります。その返済、いわゆる元利償還の100%が基準財政需要額に算入されて、地方交付税として交付をされます。町財政にとって新たな独自の負担にはならないものであるわけであります。また、発行額も無制限に許されているものではなくて、本来なら地方交付税で交付すべき分に限られ、その額は交付税と全く同じ計算方法で算出をされます。平成13年度は交付団体はどこでも発行可能額いっぱいの臨時財政対策債を発行していると聞いております。これは必要な一般財源の確保という立場から当然のことと思います。

町民の利益の立場からも、施策の継続や改善のための財源の確保という点からも必要なこととして予算計上されたものではないのでしょうか。発行しないとすれば財源不足を理由に施策の切り下げにつながり、町民の利益を守ることにならないのではないかと思います。もちろん地方交付税制度上容認はできませんが、町民の利益に照らしての適切な対応として必要な措置であったというふうに考えるわけであります。基金取り崩しについても小規模商工業者設備近代化基金の繰入金は預託金の戻し入れで前年度とほぼ変わりありません。

歳入の主要な減額は対前年度比で公共事業縮小に伴う国庫と道の支出金約3億円、国民年金の国への納付がえを中心とした約4億円の減額ではないのでしょうか。それらに伴い、歳出は物件費の約2億6,000万円、普通建設事業費の約6億8,000万円であります。次年度以降地方交付税制度の抜本的改悪等が考えられ、厳しいものになることは予断をもちろん許しません。平成14年度の財源措置については冷静に見ることが必要と考えます。問題点を的確に見きわめることが重要と考えるわけであります。細部については、団体運営費の一律削減はされましたが、逆に上部団体への補助金はほぼ据え置きという点や土地区画整理事業の推進は現時点では納得できないものであります。

以上の点から、平成14年度厚岸町一般会計予算案に反対をするものであります。

委員長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番中屋委員。

18 番 議案第1号 平成14年度一般会計予算審議を終えて、私は賛成の立場から意見を述べるものであります。

国は未曾有の経済不況の中、国家経済の構造改革に着手し、いわゆる骨太方針を策定し、国と同様地方自治体にも痛みを強く言っています。そんな具体化した平成14年度の地方財政の計画は昭和26年度、同制度が始まって以来、規模縮小であり、右肩上がりの時代は終焉し、これまでの政策の積み上げ方式から政策選択方式に展開しなければ、地方自治体は破綻もあり得る状態であります。そうした中、厚岸町はいち早く財政運営基本方針をまとめ、町財政の構造改革を進め、地方交付税の大幅な減額などの財源不足を補いつつ、町民要望にできる限り真摯に取り組んだ予算であると考えます。

具体的に投資的経費では、継続事業を検討し、新規事業として特別老人ホーム改修事業、デイサービス入浴装置整備事業、厚岸保育園園庭整備事業、斎場改修事業、一般廃棄物最終処理場の基本計画策定、厚岸東部地区畜産基盤編成の総合整備事業、子野日公園トイレ整備事業、湖南地区土地区画整理事業の調査と設計費、厚岸遊楽プラン調査事業、町営住宅宮園団地6号棟の建設と梅香団地の改修事業、郷土資料収納倉庫の建設事業などを盛り込み、特に町民要望の多い道路整備も新規着工本数をふやしています。

また、経常的経費では、これまで政策を継続し、子育て支援センター新設、地域型在宅支援センター新設、介護相談派遣制度新設、健やか親子健康日本21厚岸町計画制定の総合的な健康づくりの新たな取り組みに関して、厚岸町環境基本条例の制定作業、エコパックの町民配布の執行、カキ種苗センターの本格的操業開始、海事記念館の博物館設置の小・中・高生の入館無料化、生態工学会厚岸シンポジウム開催、職員研究派遣などを盛り込んでいます。財政の均衡を堅持するために、前年と比べ9.2%の減額、緊縮予算の中、厚岸町の将来に何か夢と希望を見出そうとする実行型予算であると考えます。よって、本予算案については賛成であり、その執行により町民福祉向上に大きな期待を寄せるものであります。

委員長 他に討論ありませんか。

(発言する者なし)

委員長 なければ討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案のとおり可決すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 暫時休憩します。 休憩時刻 16時41分

委員長 再開いたします。 再開時刻 16時41分

委員長 それでは、本日の委員会はこの程度にとどめ閉会いたします。
閉会時刻 16時41分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年3月20日

平成14年度各会計予算審査特別委員会

委員長

